

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

平成28年10月

宮城県人事委員会



宮人委第156号
平成28年10月14日

宮城県議会議長 中山 耕一 殿
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 小川 竹男

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本県職員の給与については、平成27年4月から国に準じて、給与制度の総合的見直しに取り組んでおり、給料表水準を平均2%引き下げ、これに伴い地域手当の支給割合を見直すとともに、単身赴任手当の引上げを行うなど、適正な給与水準の確保に向け、これらの取組を着実に進めているところである。

こうした中、本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、これらの職員について、本年4月1日現在で「平成28年職員給与実態調査」（任期付研究員は該当者なし。）を実施した。

その結果によると、職員の総数は26,683人（一般行政職員6,061人、警察官3,806人、教諭等16,078人、研究員等303人、医師・薬剤師等435人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は395,892円（うち平均給料月額350,488円）となっている。

これら全職員の平均年齢は42.6歳、平均経験年数は20.8年となっており、また、男女

別構成は男性61.4%、女性38.6%、学歴別構成は大学卒80.3%、短大卒4.4%、高校卒15.3%、中学卒0.0%(0.03%)であり、平均修学年数は15.3年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額が362,808円（うち平均給料月額326,416円）となっている。

また、平成19年4月から実施した給与構造改革及び平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ、職員の平均年齢の低下等により平均給与月額は減少傾向にあり、本年4月は、平成19年4月と比較して32,284円の減、前年と比較して1,390円の減が認められた（いずれも行政職）。

給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮城県条例第8号）附則第3項から附則第5項までの規定による給料をいう。以下同じ。）及び経過措置額の受給者割合については、本年4月1日現在で、平均支給月額が4,223円で、受給者割合は37.6%となっている（いずれも行政職）。

II 民間給与の調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の924事業所（「郵便局」、「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業）のうちから、264事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く225事業所について、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,107人及び教員、研究員等の54職種765人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、86.9%と極めて高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

1 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では32.8%（昨年33.5%）、高校卒では17.2%（同16.7%）となっており、ほぼ前年並みとなっている。また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では40.4%（同29.8%）で昨年に比べて10.6ポイント増加し、高校卒では26.7%（同34.8%）で8.1ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では59.6%（同67.7%）で8.1ポイント減少、高校卒では73.3%（同65.2%）で8.1ポイント増加し、減額した事業所の割合は大学卒では0.0%（同2.5%）、高校卒でも0.0%（同0.0%）（いずれも減額した事業所なし。）となっている。

2 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.7%（昨年26.9%）で、昨年に比べ2.8ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、88.1%（昨年84.7%）で、昨年に比べて3.4ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.7%（同28.5%）、減額となっている事業所の割合は7.7%（同4.4%）となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

前記の「平成28年職員給与実態調査」及び「平成28年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の給与をそれぞれ対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は366,854円、職員給与が366,156円で、職員給与が民間給与を平均698円（0.19%）下回っている。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本

年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額4.29月分（昨年4.18月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.20月）が民間事業所の特別給を0.09月分下回っている。

IV 物価及び生計費等

総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較し、仙台市、全国ともに0.2%から0.3%の微減となっている。

また、本委員会が、同局の「家計調査」を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で161,637円、3人世帯で186,417円、4人世帯で211,212円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.47倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて0.16ポイント上昇し、全国状況と比較しても、依然、高い水準が続いている。

V 人事院の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告並びに育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告・勧告し、一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17%〔行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.80月(支給済み)	0.90月(現行0.80月)
29年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

- ・月例給：平成28年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の

俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に

委託されている子)、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大

- ・フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラ等の防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が10.6ポイント増加、高校卒では8.1ポイント減少し、減額した事業所は大学卒・高校卒ともになかった。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施してきた給与構造改革及び平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は減少が続いている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月

例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

配偶者に係る扶養手当の見直しについて、人事院においては、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額の引上げを行うよう勧告したところである。

本県における扶養手当制度は、従前、国との均衡を図ってきたところであり、その基本的考え方は維持しつつも、本年の職種別民間給与実態調査の結果において、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化について、国と同様の傾向を示すまでには至っていないことや、今回の見直しに伴う職員への影響について、より詳細な支給実態の把握・分析が必要であることから、引き続き、民間企業における家族手当の支給状況及び本県職員の扶養手当の支給実態について調査等を行うとともに、国の制度との均衡や他の都道府県の動向をも考慮しながら、必要な検討を行っていくこととする。

なお、人事院においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討していくこととしており、本県においては、前述の検討を行うことと併せ、これらの動向についても注視していくこととする。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年10月の本委員会報告において、今後の本県の50歳台後半層における公務と

民間の給与差の状況及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととしたところである。

本年4月時点における50歳台後半層における公務と民間の給与差については、昨年4月と比較して一定程度縮小しており、給与制度の総合的見直しを着実に進めることにより、その差は更に縮小していくことが見込まれる。

一方で、昇給制度の見直しについて、他の都道府県においては、未実施団体が年々減少している状況にあることから、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う（500円から1,700円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.30月とし、引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当の支給月数については0.05月分、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数については0.10月分を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げると

ともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

(3) 給与制度の総合的見直し

本県の地域手当制度は、従前、人事管理上の影響等を考慮して、県内地域について全域を支給地域とし、支給割合については、当該手当の制度の趣旨を踏まえつつ、仙台市をはじめとする支給地域の支給割合を一定率引き下げ、非支給地域に配分する取扱いとしてきたところである。

本県の県内地域に係る支給割合については、国に準じて実施している給与制度の総合的見直しに伴い、国において級地の指定基準の見直しが行われたことを受け、本県の実情を考慮して、平成27年4月から多賀城市を当面2%に引き上げ、その他の地域については、支給割合を据え置くこととしたところであり、平成27年の本委員会報告においては、制度の完成に向けて引き続き検討することとした。

国においては、給与制度の総合的見直しに伴う地域手当の段階的見直しを本年4月に完了しており、本委員会においても、県内地域の支給割合について慎重に検討した結果、国の制度との均衡、人事管理上の影響等を総合的に考慮し、現行の支給割合が適当であると判断した。

なお、今後、国において地域手当制度の見直しが行われた場合には、引き続き国の制度との均衡や本県の地域の実情、人事管理への影響等に留意し、適切に対応していくこととする。

(4) その他

イ 再任用職員の給与

国における再任用職員の勤勉手当については、人事院報告において、「優秀」の成績区分が適用される者の成績率と「良好（標準）」の成績区分が適用される者の成績率を改めることとし、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるように設定することとされた。本県では、勤勉手当の成績率について、人事委員会規則で定める割合の範囲内で、任命権者が定めることとしており、今後、国の改定状況等を踏まえながら、検討を行う必要がある。

また、国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向

に留意し、必要な検討を行う。

ロ 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

国においては、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告」において、介護時間の新設等を行うこととされ、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給区分の決定及び勤勉手当の期間率の算定において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとされたことから、本県においても、国の改定状況等を踏まえながら、適切な措置を講ずることとする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から5年半が経過し、計画期間を10年間とする宮城県震災復興計画は5年の折り返し点を過ぎた。この間、県民と県職員が一丸となり、「創造的な復興」を目指して、懸命の取組を進めてきたところであり、着実に復興の成果も得られつつある。

一方で、復興の進捗に伴う県が担うべき業務の変化や行政ニーズの多様化に的確に対応するためには、職員の確保と、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが引き続き求められている。

復興に必要な職員の確保については、これまでも通常の職員採用における取組はもとより、任期付職員の採用や他の自治体等から職員の派遣を受けることなどにより対応してきているところであるが、今後も必要な人員の確保に向けて、制度的対応の検討も含め、柔軟に様々な取組を行っていく必要がある。さらに、年齢や経験等が異なる多様な職員により復興業務が担われていることに鑑み、これら職員の能力を十分に発揮できるよう機動的な組織の運営及び人員配置に努める必要がある。

職員の能力開発については、さきに「みやぎ人財育成基本方針*」が改定されたところであるが、研修などの一層の充実により、職員一人一人の能力・意欲の向上を更に進めて人材育成につなげ、質の高い行政を実現していくことが求められている。

東日本大震災から5年半が経過する中で、国においては集中復興期間が終了し、復興・創生期間に入っていることや、全国各地で毎年のように災害が発生し、大規模災害の際には、東日本大震災の被災県としての経験を生かした支援が本県に期待されているなど、復興をめぐる環境も変化している。人事運営の観点からは、今後の任期付職員や派遣職員の在り方のほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に偏りが生じることも懸念されることから、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大

震災からの復興をはじめ、数多くの困難な課題の解決と更なる県勢の発展のためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

このため、職員の採用に当たっては、優秀な人材の確保を目的として、昨年度から東京都における宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験等の実施を9年ぶりに再開するとともに、今年度は大阪市においても試験等を実施したところであり、県外会場における申込者は全体の約18%となる227人となるなど一定の成果が得られている。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については平成26年度から民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を実施しているほか、獣医師職については、養成機関が立地する東京都における実施を含めて年2回の選考考査を実施するなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

これらの職種を含め、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の採用動向に起因すると考えられる全体的な応募者の減少傾向が近年続いていることから、任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、職員採用試験等の応募者確保対策に一層の工夫を凝らしていくことが必要である。

女性の活躍推進については、本年4月から女性の職業生活における活躍の推進に

関する法律（平成27年法律第64号）が完全施行され、それに先立って3月には本県の特定事業主行動計画が策定されたところである。計画では、採用試験受験者等の女性割合、管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げており、着実な実施が求められるが、もとより、有為な女性職員の個性と能力の発揮が本県の政策の質と行政サービスの向上につながることは言うまでもないことであり、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等により、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成について一層の支援が必要である。

あわせて、多くの有為な女性職員の採用という観点から、職員採用試験等の応募者確保対策においても、これまで以上に女性の視点に留意した取組を進めていく必要がある。

また、障害者の雇用については、これまでも毎年度、身体障害者を対象とした採用選考考査を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、本年4月から障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）が施行されたことを踏まえ、これまで以上に障害者の雇用の促進のための取組を適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が本年4月から施行されたところであり、人事評価制度の導入が職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で、職員の能力・実績が適正に評価され、人事配置や昇任管理、給与への反映、さらに人材育成に生かされることは、極めて重要である。このため、本県においては、昨年度から人事評価制度の試行に取り組んできたところであるが、実際の評価の実施に当たっては、試行における検証結果を十分に踏まえ、①評価基準の明示による公正性の確保、②評価者訓練による評価の公平性の確保、③職員との面談や評価結果の開示、苦情対応の仕組みによる納得性の確保が実質的に図られることが必要であり、職員の勤務意欲を向上させる制度として運用していくことが求められている。

あわせて、人事評価のプロセスが個々の職員に対する人材育成のまたとない機会となることから、この機会を捉えた効果的な取組が期待されるところである。

(4) 雇用と年金の接続への対応

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」においては、当面、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、フルタイムの職に再任用するものとされ、年金支給開始年齢の62歳への引上げを踏まえた国での検討の結果、平成27年12月の閣議において、国・地方とも引き続き再任用により対応する方針が示されたところである。今後も、年金支給開始年齢の段階的引上げの時期ごとに、雇用と年金の接続の在り方について国における検討が行われることとなっており、引き続き国における具体の検討状況等の動向を注視していくことが必要である。

また、再任用職員の増加に伴い、職員が定年前に培った貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に後輩世代に継承できるような配属先の決定や担当業務の割り振り、また、再任用職員の更なる能力開発に一層の工夫が必要となるほか、職位などの処遇、新規採用職員数への影響、個々の職員の希望する勤務時間への対応の可否などの課題について、本県の職務や任用の実態に即した検討を継続的に進めていく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 仕事と生活の両立支援の充実

少子高齢化が進展する人口減少社会においては、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、キャリア形成も進めながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていくことが肝要である。

特に、育児や介護を担う職員については、仕事との両立が実現できるよう勤務形態や休暇・休業等において多くの支援制度が講じられてきたところであるが、社会情勢の変化や家族形態の多様化を受けて、柔軟な働き方の必要性がさらに高まっているところである。

今般、民間労働法制においては、育児や家族の介護が必要な時期に離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する観点から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正され、来年1月から施行

されることとなっている。

この改正を受けて、人事院においては、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認する「介護時間」の制度を創設すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等の改正を行うよう、国家公務員の育児休業等についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等についての勧告を行った。

本県でも、育児や介護との両立支援については、国や民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえ、必要な見直しを行ってきた。昨年度は、職員の養育する子や家族の看護が必要な場合の特別休暇について、対象となる子の範囲の拡大や取得要件の緩和を行ったところである。

今回の民間労働法制の改正並びに人事院の意見の申出及び勧告の趣旨は、今般の社会情勢を踏まえ、育児や介護を行いながら安心して働き続けることができるよう育児休業や介護休業（休暇）等の制度をより利用しやすいものに見直すものであることから、本県職員の育児や介護との両立支援制度においても適切な措置を講ずる必要がある。

また、本県の非常勤職員における勤務条件については、各任命権者の要綱等で定めているところであるが、今回の民間労働法制の改正においては、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の見直しも行われることから、当該改正内容を踏まえた対応についても検討していく必要がある。

このような両立支援制度については、制度の整備もさることながら、職員が必要な制度を円滑に利用できるよう、十分な普及啓発や職場全体での環境整備を推進していく必要がある。

育児に関しては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき各任命権者において策定された特定事業主行動計画において、特に男性職員の育児を推進する観点から、育児休業や配偶者出産休暇等の取得率に係る目標を設けているほか、育児に関する制度の周知徹底や制度を利用しやすい職場環境の整備等に取り組んでいくこととしている。

また、介護に関しては、現在は介護休暇を取得している職員数はそれほど多くない状況であるが、仕事と介護の両立は多くの職員が直面することが想定される課題

である。今回の民間労働法制の見直し等を踏まえて、介護に携わる職員に対する職場全体としての支援の充実を図る必要がある。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に掲げた取組の着実な推進を図り、引き続き職員に対し、育児休業、介護休暇等の両立支援制度の定着に向けた十分な普及啓発を行うとともに、職員が必要とする制度を誰もが利用しやすい職場環境の整備を推進していくことが求められる。

ところで、国家公務員においては、昨年の人事院勧告を受けて、公務能率の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を目的として、今年度から、原則として全ての職員にフレックスタイム制の適用が拡充されたところである。

このような柔軟な働き方の拡大の流れへの対応については、現在の本県の事情や制度導入による効果、業務運営への影響等を十分に考慮していく必要があるところであり、本年7月から8月にかけて一部の任命権者において実施した「朝型勤務」の効果検証も踏まえながら引き続き検討していくこととする。

(2) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

東日本大震災から5年半が経過し、震災復興計画期間の折り返しを迎えた中で、職員は、まさに本格化している復興業務に懸命に取り組んでいるが、長時間の勤務等による健康面への影響も懸念されるところである。

平成27年度の本県職員の時間外勤務の状況は、職員1人当たり月平均14.3時間で前年度並みであった。しかし、月80時間を超える長時間の時間外勤務を行った職員数は増加している。県教育委員会で開催している県立学校での正規の勤務時間外における在校時間の調査結果でも、在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は4分の1以上で、依然として多い状況にある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題である。時間外勤務の縮減に向けては、各所属において適切な事務配分や人員配置、勤務時間管理の徹底を図るとともに、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、各任命権者においてなお一層の取組が必要である。

あわせて、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要不可欠であり、各職員が計画的に休暇を取得して適度に休養をとり、心身の健康保持に努めることが必要である。

年次有給休暇の取得状況は、取得日数が5日以下の職員の割合が減少し、全体の平均取得日数はやや増加している。

管理監督者には、職員がさらに年次有給休暇をはじめとした各種休暇等を取得しやすい環境を整備し、職員の健康保持に配慮することが求められる。

また、長期にわたる復興業務の中で、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者では、心の不調発生の未然防止・早期対応のための様々な取組を組織的に行っているところである。

この中で、職員の心の不調の未然防止を目的に、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるため、昨年12月から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、ストレスチェックの実施等が事業者の義務となった。各任命権者においても、震災後多忙化する勤務環境に鑑み、独自に取り組んできたところではあるが、義務化に伴い、定期的なストレスチェックやその結果に基づく希望職員への面接指導等を実施し、集団分析に基づいて職場環境の改善を図る体制を構築していくこととなる。

復興業務が長期にわたり、業務量が増加する中で、職員一人一人の負担の増加も懸念されることから、管理監督者には、日頃から職員の心身の健康状態を把握し、職員からの相談への対応や職場環境の改善等に率先して取り組むことが求められる。

(3) 服務規律の徹底

震災からの復興に向け官民一体で取り組んでいる中で、本県職員は公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、日々の職務に当たることが求められている。

しかしながら、平成27年度においては18人の職員が懲戒処分を受け、今年度も既に多くの処分事案が発生するなど、一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。

処分事案の内容としては、窃盗等の逮捕事案のほか、飲酒運転等の事案も依然として発生しており、こうした不祥事の背景には、危機意識の欠如や公務員としての使命感・倫理観の不足があると考えられる。

各任命権者においては、改めて服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努めるとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感と緊張感

を保持し、自らの行動を律するよう努める必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、雇用環境における様々なハラスメントが社会問題となっている中で、民間労働法制においては、事業主に対して、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等に関する職場におけるハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置の義務化が講じられることとなった。

各任命権者においては、ハラスメント防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているが、引き続き風通しのよい職場環境を保持し、他の職員の不適切な言動によって職員の健康等が害されることのないよう、職員一体となって取り組んでいく必要がある。

4 実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画10年間の計画期間における6年目、「再生期」(H26～H29)の3年目という折り返しの年となり、東日本大震災からの復興において、これまでのハード整備を中心とした取組に加え、被災者支援などのソフト対策もより重要となってきた中、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。

一方、本県を取り巻く社会経済情勢については、震災から5年半が経過し、景気の緩やかな回復傾向を受け、雇用情勢が改善しつつある中、民間企業においては、人材不足を背景として、賃金の上昇傾向が続いている状況がうかがえ、本県としても、将来にわたる有為な人材の確保に向け、民間の情勢に応じた適正な勤務条件の確保に意を用いていく必要があると考える。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び賞与の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

他方、民間においては、厳しい社会情勢の中、企業やその従業員が日々の努力の積

み重ねによって利益を生み出し、給与水準の維持・向上に努めているところであり、それが、ひいては、我々公務員の給与水準への反映・決定に至っていることから、職員においては、このような給与水準の決定のプロセスを改めて認識し、引き続き、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気をもって職務に精励されることを期待する。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、困難な職務に精励する職員の意欲の保持や有為な人材の確保につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 数	職員 1人あたり 給与月額	左のうち 給料月額
	人	歳	年	円	円
行政職	6,061	41.2	20.5	362,808	326,416
公安職	3,806	37.6	16.8	353,847	320,186
教育職（高校等）	4,664	44.8	22.4	431,254	377,115
教育職（中・小）	11,414	44.0	21.6	413,891	363,252
研究職	303	42.8	20.3	381,351	340,758
医療職（医師等）	21	45.5	21.5	884,139	483,152
医療職（薬剤師等）	318	42.2	19.8	363,214	330,781
医療職（看護師等）	96	40.8	18.4	341,042	327,415
全職種（A）	26,683	42.6	20.8	395,892	350,488
平成27年4月（B）	26,783	42.7	20.9	397,958	353,028
増減（A）－（B）	△100 [△0.4]	△0.1	△0.1	△2,066 [△0.5]	△2,540 [△0.7]

- (注) 1 「職員1人あたり給与月額」欄は、平成28年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、平成27年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	32.8 [33.5]	(40.4) [29.8]	(59.6) [67.7]	(0.0) [2.5]	67.2 [66.5]
		500人以上	36.9	(60.5)	(39.5)	(0.0)	63.1
		100人以上500人未満	34.5	(18.1)	(81.9)	(0.0)	65.5
		100人未満	18.4	(28.2)	(71.8)	(0.0)	81.6
高校卒		計	17.2 [16.7]	(26.7) [34.8]	(73.3) [65.2]	(0.0) [0.0]	82.8 [83.3]
		500人以上	16.1	(28.6)	(71.4)	(0.0)	83.9
		100人以上500人未満	20.1	(26.9)	(73.1)	(0.0)	79.9
		100人未満	13.9	(20.3)	(79.7)	(0.0)	86.1

(注) 1 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、平成27年調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係 員	29.7 [26.9]	12.6 [9.0]	0.0 [0.0]
課 長 級		22.6 [19.0]	11.8 [9.1]	0.9 [0.0]	64.7 [71.9]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成27年調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 停 止			
		増額	減額	変化なし				
係 員	92.2 [86.4]	88.1 [84.7]	25.7 [28.5]	7.7 [4.4]	54.7 [51.8]	4.1 [1.7]	7.8 [13.6]	
課 長 級	85.8 [82.3]	81.5 [80.3]	23.0 [24.6]	6.2 [3.2]	52.3 [52.5]	4.3 [2.0]	14.2 [17.7]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成27年調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
366,854円	366,156円	698円 (0.19%)

(注) 民間，県職員ともに，本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	751,733円 790,514円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$ 上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.08月分 2.21月分
年 間 の 支 給 割 合		4.29月分

[備考] 県職員の場合，現行の年間支給月数は，4.20月である。

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで，上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 平成28年12月期の支給割合

a b 以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ロ) 平成29年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

ロ 初任給調整手当

- (イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。
- (ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。
- (ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を35,100円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成28年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成28年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、平成28年12月1日から、1の(2)のイの(ロ)、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては、平成29年4月1日から実施すること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	193,000	229,500	262,900	289,100	319,900	364,300	410,100	460,700	524,500
	2	143,700	194,800	231,100	264,800	291,300	322,100	366,900	412,500	463,900	527,400
	3	144,900	196,600	232,600	266,600	293,600	324,400	369,400	415,000	466,900	530,500
	4	146,000	198,400	234,200	268,700	295,700	326,600	372,000	417,400	469,900	533,600
	5	147,100	200,100	235,700	270,500	297,700	328,800	374,000	419,300	472,900	536,700
	6	148,200	201,900	237,400	272,500	300,000	330,800	376,600	421,700	475,900	539,100
	7	149,300	203,700	238,900	274,400	302,400	333,100	378,900	423,800	479,000	541,600
	8	150,400	205,500	240,500	276,500	304,600	335,300	381,400	426,000	482,100	544,000
	9	151,500	207,200	241,900	278,600	306,700	337,400	383,900	428,000	484,800	546,400
	10	152,900	209,000	243,500	280,600	309,000	339,600	386,600	430,100	487,900	548,200
	11	154,200	210,800	245,100	282,700	311,200	341,700	389,200	432,200	490,900	550,000
	12	155,600	212,600	246,500	284,700	313,500	343,900	392,000	434,400	494,100	551,900
	13	156,900	214,100	248,000	286,700	315,600	345,800	394,400	436,100	496,800	553,700
	14	158,400	215,900	249,500	288,900	317,800	347,900	396,700	437,900	499,100	555,100
	15	159,900	217,600	250,800	290,900	320,000	350,000	398,900	439,900	501,400	556,400
	16	161,500	219,400	252,200	292,900	322,100	352,000	401,300	441,900	503,700	557,500
	17	162,800	221,100	253,700	294,900	324,200	353,800	403,100	443,800	505,800	558,800
	18	164,300	222,800	255,400	296,900	326,200	355,800	405,200	445,600	507,200	559,800
	19	165,800	224,400	257,100	299,000	328,300	357,600	407,100	447,400	508,800	560,700
	20	167,300	226,000	259,000	301,000	330,300	359,500	408,900	449,200	510,200	561,600
	21	168,700	227,500	260,600	303,100	332,300	361,600	410,800	451,000	511,400	562,500
	22	171,500	229,300	262,400	305,200	334,400	363,500	412,600	452,500	512,800	
	23	174,100	230,900	264,100	307,200	336,400	365,500	414,400	453,900	514,300	
	24	176,700	232,500	265,800	309,300	338,500	367,400	416,300	455,400	515,800	
	25	179,400	233,800	267,800	311,100	340,000	369,400	418,100	456,800	516,900	
	26	181,100	235,300	269,700	313,200	341,900	371,300	419,700	458,100	518,000	
	27	182,800	236,700	271,500	315,300	343,800	373,300	421,200	459,400	519,200	
	28	184,600	238,000	273,400	317,400	345,700	375,300	422,800	460,600	520,400	
	29	186,100	239,300	275,100	319,300	347,500	376,900	424,400	461,600	521,400	
	30	187,900	240,500	277,000	321,300	349,400	378,700	425,700	462,300	522,300	
	31	189,700	241,500	278,900	323,400	351,300	380,500	427,000	463,100	523,300	
	32	191,400	242,700	280,600	325,500	353,100	382,100	428,200	463,900	524,200	
	33	193,000	244,100	282,300	326,900	355,000	383,900	429,400	464,600	525,000	
	34	194,500	245,300	284,200	328,900	356,800	385,300	430,700	465,400	525,900	
	35	196,000	246,500	286,000	330,800	358,600	386,800	432,000	466,100	526,600	
	36	197,500	247,800	288,000	333,000	360,300	388,400	433,200	466,700	527,100	
	37	198,900	248,700	289,600	334,900	361,800	389,800	434,500	467,200	527,800	
	38	200,200	250,100	291,300	336,800	363,100	391,100	435,300	467,800	528,400	
	39	201,500	251,500	293,100	338,800	364,500	392,300	436,100	468,400	529,200	
	40	202,800	253,000	294,900	340,700	365,900	393,400	436,900	469,000	529,800	

	41	204,100	254,400	296,600	342,600	367,200	394,500	437,500	469,500	530,300
	42	205,400	255,800	298,300	344,500	368,100	395,700	438,200	470,000	
	43	206,700	257,200	299,900	346,400	369,200	396,900	438,900	470,400	
	44	208,000	258,600	301,500	348,300	370,300	398,000	439,600	470,700	
	45	209,200	259,800	303,300	349,800	371,100	398,700	440,400	471,000	
	46	210,500	261,100	305,000	351,200	372,000	399,400	441,200		
	47	211,800	262,500	306,600	352,700	372,900	400,100	441,600		
	48	213,100	263,800	308,300	354,200	373,800	400,800	442,300		
	49	214,300	265,100	309,400	355,800	374,700	401,400	442,800		
	50	215,400	266,200	310,900	356,600	375,600	402,000	443,200		
	51	216,400	267,500	312,400	357,800	376,400	402,500	443,600		
	52	217,500	268,800	314,000	358,800	377,200	402,900	444,000		
	53	218,600	269,800	315,600	359,700	377,900	403,300	444,400		
	54	219,600	270,900	317,300	360,900	378,600	403,600	444,800		
	55	220,500	272,200	318,900	361,800	379,300	403,900	445,200		
	56	221,500	273,600	320,400	362,900	380,000	404,200	445,500		
	57	222,100	274,700	321,900	363,800	380,500	404,500	445,800		
	58	223,000	275,700	323,100	364,500	381,100	404,900	446,200		
	59	223,800	276,700	324,300	365,200	381,700	405,200	446,500		
	60	224,700	277,800	325,500	365,900	382,400	405,500	446,800		
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,400	279,000	326,200	366,300	382,800	405,800	447,100		
	62	226,400	280,000	327,100	366,900	383,500	406,100			
	63	227,200	280,900	327,900	367,600	384,100	406,400			
	64	228,100	281,900	328,700	368,300	384,700	406,700			
	65	228,900	282,600	329,600	368,600	385,100	407,000			
	66	229,700	283,500	330,000	369,300	385,700	407,300			
	67	230,600	284,200	330,700	370,000	386,300	407,600			
	68	231,700	285,100	331,600	370,700	386,900	407,900			
	69	232,400	286,100	332,400	371,000	387,300	408,100			
	70	233,100	286,900	333,100	371,600	387,800	408,400			
	71	233,700	287,800	333,800	372,300	388,300	408,700			
	72	234,500	288,600	334,500	372,900	388,900	409,000			
	73	235,300	289,400	335,000	373,200	389,200	409,200			
	74	236,000	289,900	335,600	373,800	389,600	409,500			
75	236,700	290,300	336,100	374,500	390,000	409,800				
76	237,300	290,800	336,700	375,100	390,500	410,000				
77	238,000	290,900	337,000	375,600	390,800	410,200				
78	238,800	291,300	337,500	376,100	391,100	410,500				
79	239,600	291,500	337,900	376,700	391,400	410,800				
80	240,300	291,900	338,400	377,200	391,700	411,000				
81	241,000	292,100	338,800	377,700	391,900	411,200				
82	241,700	292,300	339,300	378,300	392,200	411,500				
83	242,400	292,700	339,800	378,800	392,500	411,800				
84	243,200	293,000	340,300	379,100	392,700	412,000				

85	243,800	293,300	340,600	379,500	392,900	412,200				
86	244,500	293,600	341,000	380,000	393,200					
87	245,200	293,900	341,500	380,400	393,500					
88	245,900	294,300	341,900	380,800	393,700					
89	246,600	294,600	342,200	381,200	393,900					
90	247,100	295,000	342,600	381,700	394,200					
91	247,500	295,300	343,100	382,100	394,500					
92	248,000	295,700	343,500	382,500	394,700					
93	248,300	295,800	343,700	382,800	394,900					
94		296,000	344,100	383,300						
95		296,400	344,600	383,700						
96		296,800	345,000	384,100						
97		297,000	345,100	384,400						
98		297,300	345,600	384,900						
99		297,700	346,100	385,300						
100		298,100	346,400	385,700						
101		298,300	346,700	386,000						
102		298,600	347,100							
103		299,000	347,500							
104		299,300	347,900							
105		299,500	348,400							
106		299,800	348,800							
107		300,200	349,200							
108		300,500	349,600							
109		300,700	350,100							
110		301,100	350,500							
111		301,500	350,800							
112		301,900	351,100							
113		302,000	351,600							
114		302,300								
115		302,600								
116		303,000								
117		303,200								
118		303,400								
119		303,700								
120		304,000								
121		304,400								
122		304,600								
123		304,900								
124		305,200								
125		305,500								
再任用職員	188,200	215,900	256,100	275,700	290,900	316,400	358,400	391,800	443,200	524,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,800	208,500	248,800	292,800	319,500	348,300	383,300	424,900
	2	167,700	183,600	210,500	250,600	294,800	321,700	350,500	385,500	426,700
	3	169,600	185,500	212,500	252,400	296,900	324,000	352,800	387,600	428,600
	4	171,300	187,300	214,600	254,200	299,200	326,100	355,000	389,700	430,500
	5	172,800	189,200	216,600	255,900	301,000	328,400	357,000	391,600	431,900
	6	174,700	191,500	218,600	257,800	303,300	330,600	359,100	393,600	433,600
	7	176,500	193,800	220,600	259,400	305,400	333,000	361,400	395,400	435,300
	8	178,400	196,100	222,500	261,100	307,600	335,200	363,600	397,200	436,800
	9	180,100	198,300	224,600	262,500	309,600	337,100	365,500	399,000	438,400
	10	181,800	201,000	226,400	264,100	311,800	339,400	367,700	401,000	440,100
	11	183,500	203,500	228,300	265,400	314,100	341,600	369,800	403,000	441,700
	12	185,300	206,000	230,100	266,700	316,200	343,900	372,000	405,200	443,300
	13	187,200	208,300	232,000	268,300	318,400	346,000	374,000	406,900	444,400
	14	189,300	210,100	233,900	269,700	320,700	348,100	376,200	409,000	446,000
	15	191,400	211,900	235,800	270,800	322,900	350,300	378,400	411,000	447,800
	16	193,500	213,800	237,700	272,100	325,100	352,400	380,500	413,100	449,700
	17	195,700	215,700	239,300	273,200	327,000	354,600	382,200	414,800	451,300
	18	198,100	217,600	241,100	274,600	329,300	356,600	384,200	416,500	453,100
	19	200,600	219,500	243,000	276,000	331,500	358,700	386,100	418,200	454,900
	20	203,000	221,300	244,800	277,400	333,800	360,900	388,100	419,900	456,600
	21	205,500	223,000	246,400	278,700	335,800	362,800	389,900	421,600	458,200
	22	207,300	224,800	247,800	280,100	337,800	364,800	392,100	423,200	459,900
	23	209,100	226,600	249,000	281,400	339,900	366,800	394,200	424,600	461,500
	24	210,900	228,500	250,300	282,900	341,900	368,900	396,200	426,100	463,300
	25	212,800	230,200	251,600	284,100	343,900	370,700	397,900	427,400	464,900
	26	214,700	231,900	252,900	286,000	346,100	372,700	399,900	428,800	466,300
	27	216,500	233,600	254,200	288,100	348,100	374,700	402,000	430,300	467,800
	28	218,200	235,300	255,400	290,100	350,100	376,800	404,100	431,900	469,100
	29	220,100	236,700	256,600	292,000	352,100	378,700	405,700	433,200	470,300
	30	221,900	238,500	257,800	294,000	354,200	380,800	407,500	435,000	471,000
	31	223,700	240,300	259,100	295,800	356,200	382,900	409,200	436,700	471,700
	32	225,500	242,100	260,200	297,700	358,300	384,900	410,900	438,300	472,400
	33	227,200	243,600	260,900	299,500	359,900	386,800	412,600	439,700	472,900
	34	229,000	245,100	262,100	301,300	362,000	388,900	414,100	441,400	473,700
	35	230,700	246,400	263,200	303,300	363,900	391,100	415,700	443,100	474,400
	36	232,400	247,800	264,400	305,100	366,000	393,000	417,200	444,700	475,000
	37	233,800	249,100	265,300	306,900	367,900	394,700	418,500	446,100	475,300
	38	235,600	250,400	266,500	308,800	370,000	396,200	420,100	446,800	475,900
	39	237,400	251,600	267,500	310,700	372,000	397,500	421,600	447,500	476,400
	40	239,200	252,800	268,500	312,400	374,000	398,900	423,100	448,200	476,900
	41	240,600	254,000	269,700	314,300	376,100	400,100	424,600	448,600	477,400
	42	242,000	255,200	271,100	316,100	378,200	401,200	425,900	449,300	477,800
	43	243,400	256,300	272,500	318,100	380,300	402,200	427,200	450,000	478,200
	44	244,600	257,400	273,700	320,000	382,300	403,200	428,400	450,600	478,700
	45	245,900	258,400	274,800	321,700	384,000	404,400	429,400	451,400	479,000
	46	247,000	259,500	276,300	323,600	385,700	405,700	430,100	452,100	
	47	248,000	260,600	277,800	325,500	387,300	406,800	430,900	452,600	
	48	248,900	261,800	279,400	327,300	389,000	408,000	431,700	453,100	

	49	249,800	262,700	281,200	328,900	390,500	409,300	432,200	453,600
	50	250,900	263,900	282,900	330,500	391,500	410,100	432,600	453,900
	51	252,100	264,900	284,600	332,100	392,500	410,900	433,000	454,200
	52	253,200	266,000	286,100	333,800	393,500	411,600	433,300	454,600
	53	254,000	267,200	287,700	335,400	394,800	412,100	433,600	455,000
	54	255,200	268,200	289,500	337,100	395,900	412,800	434,000	455,200
	55	256,100	269,600	291,200	338,900	397,000	413,500	434,400	455,500
	56	257,300	270,800	292,900	340,700	398,200	414,100	434,700	455,700
	57	258,400	271,800	294,500	341,800	399,500	414,800	435,000	456,100
	58	259,400	273,500	296,200	343,500	400,300	415,200	435,300	456,300
	59	260,200	274,900	298,000	345,100	401,100	415,800	435,600	456,500
	60	261,200	276,500	299,800	346,800	401,800	416,400	435,900	456,700
	61	262,300	278,100	301,200	348,400	402,300	416,800	436,200	457,100
	62	263,300	279,700	303,100	350,100	403,000	417,400	436,500	
	63	264,400	281,300	304,900	351,800	403,700	417,900	436,800	
	64	265,300	282,800	306,600	353,500	404,400	418,400	437,100	
	65	266,400	284,300	308,100	355,100	404,700	418,900	437,400	
	66	267,600	285,700	309,800	356,700	405,500	419,600	437,700	
	67	268,800	287,300	311,300	358,300	406,200	420,000	438,000	
	68	270,100	288,700	313,000	359,900	406,800	420,500	438,300	
	69	271,300	290,300	314,500	361,200	407,200	420,900	438,500	
	70	272,800	291,800	315,900	362,600	407,700	421,200	438,800	
	71	274,200	293,400	317,500	363,900	408,300	421,500	439,100	
	72	275,500	295,000	319,000	365,300	408,800	421,800	439,400	
	73	276,800	296,200	319,900	366,500	409,300	422,100	439,600	
	74	278,200	297,600	321,500	367,700	409,700	422,400	439,900	
	75	279,600	299,100	323,000	369,000	410,200	422,700	440,200	
	76	280,800	300,600	324,700	370,300	410,700	423,000	440,500	
	77	282,000	301,700	326,500	371,600	411,200	423,200	440,700	
	78	283,200	303,300	328,200	372,800	411,700	423,500	441,000	
	79	284,400	304,600	329,800	374,000	412,300	423,800	441,300	
	80	285,500	306,100	331,500	375,200	412,800	424,100	441,600	
	81	286,600	307,500	333,200	376,500	413,200	424,300	441,800	
	82	287,900	308,900	334,900	377,700	413,800	424,600	442,100	
	83	289,200	310,200	336,500	378,800	414,300	424,900	442,400	
	84	290,500	311,600	338,200	380,000	414,500	425,100	442,700	
	85	291,700	312,700	339,600	381,100	414,800	425,300	442,900	
	86	292,900	314,200	341,100	381,700	415,300	425,600		
	87	294,000	315,500	342,600	382,200	415,600	425,900		
	88	295,200	317,100	344,100	382,800	415,900	426,100		
	89	296,300	318,600	345,400	383,400	416,200	426,300		
	90	297,500	320,100	346,700	384,000	416,600	426,600		
	91	298,600	321,500	348,000	384,600	417,000	426,900		
	92	299,800	323,000	349,300	385,200	417,400	427,100		
	93	300,500	324,300	350,700	385,500	417,700	427,300		
	94	301,900	325,600	352,200	386,000	418,100			
	95	303,000	327,000	353,700	386,600	418,500			
	96	304,300	328,300	355,200	387,100	418,900			
	97	305,400	329,500	356,500	387,500	419,200			
	98	306,600	330,800	357,700	387,900	419,600			
	99	307,800	332,200	358,800	388,500	420,000			
	100	309,000	333,500	360,000	389,000	420,400			

再任
用職
員以
外の
職員

101	310,200	334,900	361,200	389,400	420,700					
102	311,200	335,800	362,300	389,900						
103	312,300	336,900	363,400	390,600						
104	313,300	338,100	364,600	391,100						
105	314,100	339,200	365,800	391,400						
106	314,700	340,300	366,300	391,800						
107	315,300	341,300	366,900	392,300						
108	316,000	342,400	367,500	392,600						
109	316,600	343,600	368,100	392,900						
110	317,100	344,600	368,600	393,400						
111	317,600	345,600	369,100	393,900						
112	318,200	346,600	369,600	394,400						
113	319,000	347,500	370,000	394,700						
114	319,700	348,400	370,400	395,200						
115	320,400	349,400	371,000	395,700						
116	321,100	350,400	371,500	396,200						
117	321,700	351,400	371,900	396,500						
118	322,500	351,900	372,400	397,000						
119	323,200	352,500	373,000	397,500						
120	324,000	353,100	373,500	398,000						
121	324,600	353,400	373,600	398,400						
122	324,900	353,800	374,200	398,900						
123	325,400	354,300	374,700	399,300						
124	325,900	354,700	375,100	399,800						
125	326,200	355,100	375,700	400,200						
126		355,500	376,200	400,700						
127		356,000	376,700	401,100						
128		356,400	377,200	401,600						
129		356,800	377,500	402,000						
130		357,200	378,000							
131		357,600	378,500							
132		358,000	379,000							
133		358,200	379,300							
134		358,700	379,800							
135		359,100	380,200							
136		359,400	380,600							
137		359,700	380,900							
138		360,100	381,400							
139		360,700	381,900							
140		361,200	382,400							
141		361,500	382,700							
142		362,000								
143		362,500								
144		363,000								
145		363,300								
再任用職員	242,300	254,100	258,300	289,800	306,400	320,600	344,300	379,700	411,500	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	156,300	200,900	261,800	330,400	418,900
	2	157,800	202,600	264,300	332,700	420,800
	3	159,300	204,300	266,600	335,000	422,600
	4	160,800	206,000	268,900	337,100	424,300
	5	162,500	207,800	271,500	339,400	425,800
	6	164,400	209,500	274,000	341,600	427,300
	7	166,200	211,200	276,200	343,900	429,200
	8	168,000	212,800	278,400	346,300	431,100
	9	169,900	214,700	280,700	348,200	432,900
	10	172,000	216,600	283,000	350,300	434,800
	11	174,000	218,500	285,400	352,500	436,700
	12	176,000	220,400	287,700	354,600	438,500
	13	178,000	222,100	290,100	356,700	440,200
	14	180,200	224,100	292,200	358,700	442,100
	15	182,400	226,100	294,100	360,800	443,900
	16	184,700	228,100	296,100	362,800	445,800
	17	187,000	230,100	298,300	364,600	447,500
	18	189,600	232,800	300,800	366,500	449,400
	19	192,100	235,500	303,400	368,500	451,200
	20	194,600	238,200	306,100	370,500	453,000
	21	197,100	240,800	308,400	372,200	454,600
	22	198,900	243,700	311,000	374,100	456,300
	23	200,600	246,300	313,300	376,100	458,200
	24	202,300	249,000	316,000	378,000	459,900
	25	203,800	251,500	318,700	379,400	461,600
	26	205,500	254,000	321,000	381,200	463,200
	27	207,200	256,500	323,400	383,000	464,900
	28	208,800	258,900	325,600	384,900	466,400
	29	210,300	261,600	327,900	386,800	467,900
	30	212,000	264,000	329,900	388,700	469,200
	31	213,800	266,200	332,200	390,700	470,500
	32	215,500	268,400	334,400	392,700	471,800
	33	217,100	270,600	336,400	394,400	473,000
	34	218,900	272,900	338,500	396,100	473,700
	35	220,700	275,100	340,700	397,700	474,400
	36	222,500	277,100	342,800	399,500	475,100
	37	224,100	279,400	344,900	400,700	475,700
	38	225,900	281,400	347,100	402,200	
	39	227,700	283,300	349,300	403,600	
	40	229,600	285,300	351,400	405,100	
	41	231,300	287,200	353,500	406,800	
	42	233,000	289,600	355,600	408,200	
	43	234,600	291,900	357,600	409,500	
	44	236,200	294,400	359,700	411,000	

	45	237,800	296,500	361,700	412,600
	46	239,200	299,000	363,700	413,900
	47	240,500	301,300	365,700	415,400
	48	241,700	304,100	367,700	417,000
	49	243,300	306,500	369,400	418,700
	50	244,800	308,900	371,200	420,200
	51	246,000	311,400	373,100	421,800
	52	247,500	313,700	375,100	423,300
	53	248,700	316,000	377,100	425,000
	54	249,900	318,300	378,900	426,500
	55	251,300	320,400	380,700	428,100
	56	252,400	322,600	382,400	429,700
	57	253,700	324,800	383,900	431,200
	58	254,800	326,900	385,500	432,700
	59	255,900	329,100	387,200	433,900
	60	257,100	331,100	388,900	435,200
	61	258,500	333,300	390,200	436,400
	62	259,800	335,400	391,600	437,700
	63	261,200	337,600	393,000	439,000
	64	262,400	339,800	394,300	440,200
	65	263,700	341,700	395,700	441,400
	66	265,200	343,900	396,900	442,600
	67	266,700	346,100	398,300	443,800
	68	268,400	348,300	399,700	445,000
	69	269,900	350,200	401,000	446,200
	70	271,300	352,100	402,300	447,400
	71	272,800	354,200	403,700	448,600
	72	274,200	356,200	405,100	449,900
	73	275,300	357,900	406,400	451,000
	74	276,700	359,800	407,800	451,600
	75	278,100	361,700	409,200	452,100
	76	279,300	363,600	410,500	452,600
再任職員以外の職員	77	280,700	365,500	411,700	453,100
	78	281,900	367,200	412,900	453,700
	79	283,100	368,900	414,200	454,200
	80	284,300	370,500	415,600	454,700
	81	285,400	372,000	416,900	455,200
	82	286,600	373,500	418,100	455,800
	83	287,900	375,000	419,100	456,300
	84	289,100	376,500	420,400	456,800
	85	290,300	377,600	421,600	457,300
	86	291,400	379,000	422,800	
	87	292,500	380,400	424,000	
	88	293,700	381,700	425,000	
	89	294,900	383,000	426,100	
	90	296,000	384,300	427,100	
	91	297,200	385,500	428,100	
	92	298,400	386,800	429,100	

93	299, 100	388, 100	430, 000
94	300, 100	389, 200	430, 800
95	301, 200	390, 600	431, 600
96	302, 500	391, 800	432, 400
97	303, 500	393, 200	433, 200
98	304, 600	394, 200	433, 600
99	305, 600	395, 300	434, 000
100	306, 700	396, 300	434, 500
101	307, 600	397, 200	434, 900
102	308, 700	398, 200	435, 200
103	309, 800	399, 300	435, 500
104	310, 800	400, 400	435, 800
105	311, 400	401, 100	436, 100
106	312, 300	402, 000	436, 400
107	313, 100	402, 900	436, 700
108	313, 900	403, 800	436, 900
109	314, 800	404, 600	437, 100
110	315, 200	405, 600	
111	315, 600	406, 400	
112	316, 100	407, 200	
113	316, 800	407, 800	
114	317, 200	408, 500	
115	317, 700	409, 200	
116	318, 200	409, 900	
117	318, 800	410, 500	
118	319, 300	411, 000	
119	319, 700	411, 400	
120	320, 200	411, 800	
121	320, 700	412, 200	
122	321, 100	412, 500	
123	321, 600	412, 800	
124	322, 100	413, 000	
125	322, 700	413, 200	
126	323, 000	413, 500	
127	323, 300	413, 800	
128	323, 600	414, 000	
129	323, 800	414, 200	
130	324, 100	414, 500	
131	324, 400	414, 800	
132	324, 700	415, 000	
133	324, 900	415, 200	
134	325, 100	415, 500	
135	325, 300	415, 800	
136	325, 600	416, 000	
137	325, 900	416, 200	
138	326, 100	416, 500	
139	326, 400	416, 800	
140	326, 700	417, 000	

	141	326,900	417,200			
	142	327,100	417,500			
	143	327,400	417,800			
	144	327,600	418,000			
	145	327,900	418,200			
	146	328,100	418,500			
	147	328,400	418,800			
	148	328,700	419,000			
	149	328,900	419,200			
	150	329,100				
	151	329,400				
	152	329,700				
	153	329,900				
再任用職員		234,800	275,400	304,300	332,600	417,200

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,300	261,800	291,000	408,700
	2	157,800	174,400	264,300	293,600	410,200
	3	159,300	176,500	266,600	296,500	411,700
	4	160,800	178,700	268,900	299,000	413,200
	5	162,500	180,700	271,500	301,500	414,600
	6	164,400	182,900	274,000	304,000	416,000
	7	166,200	185,200	276,200	306,300	417,500
	8	168,000	187,400	278,400	308,700	419,100
	9	169,900	189,700	280,700	311,100	420,600
	10	172,000	192,500	283,000	313,700	422,000
	11	174,000	195,200	285,400	316,400	423,400
	12	176,000	197,900	287,700	319,400	424,700
	13	178,000	200,900	290,100	321,900	426,000
	14	180,200	202,600	292,200	323,900	427,400
	15	182,400	204,300	294,100	325,900	428,800
	16	184,700	206,000	296,100	328,200	430,200
	17	187,000	207,800	298,300	330,400	431,400
	18	189,600	209,500	300,800	332,700	432,700
	19	192,100	211,200	303,400	335,000	433,900
	20	194,600	212,800	306,100	337,100	435,300
	21	197,100	214,700	308,400	339,400	436,400
	22	198,900	216,600	311,000	341,600	437,600
	23	200,600	218,500	313,300	343,900	438,900
	24	202,300	220,400	316,000	346,300	440,200
	25	203,800	222,100	318,700	348,200	441,500
	26	205,400	224,100	321,000	350,000	442,700
	27	207,000	226,100	323,400	351,900	443,700
	28	208,500	228,100	325,600	353,800	444,800
	29	210,200	230,100	327,900	355,600	446,000
	30	211,900	232,800	329,900	357,400	446,800
	31	213,700	235,500	332,200	359,100	447,600
	32	215,400	238,200	334,400	361,100	448,500
	33	216,900	240,800	336,400	362,700	449,500
	34	218,600	243,700	338,500	364,400	450,000
	35	220,300	246,300	340,600	366,100	450,500
	36	222,000	249,000	342,600	367,900	451,000
	37	223,500	251,500	344,600	369,800	451,500
	38	225,200	254,000	346,600	371,300	452,000
	39	226,900	256,500	348,600	372,800	452,500
	40	228,700	258,900	350,500	374,400	453,000
	41	230,300	261,600	352,300	375,700	453,500
	42	232,000	264,000	354,100	377,100	454,000
	43	233,600	266,200	355,900	378,500	454,500
	44	235,200	268,400	357,600	380,000	455,000

	45	236,900	270,600	359,400	381,500
	46	238,400	272,900	361,200	383,100
	47	239,800	275,100	362,700	384,700
	48	241,200	277,100	364,300	386,200
	49	242,600	279,400	365,600	387,600
	50	244,100	281,400	367,100	389,100
	51	245,600	283,300	368,700	390,700
	52	246,800	285,300	370,300	392,100
	53	247,900	287,200	371,800	393,300
	54	249,300	289,600	373,300	394,600
	55	250,500	291,900	374,800	395,700
	56	251,700	294,400	376,400	396,800
	57	252,900	296,500	377,900	398,200
	58	254,100	299,000	379,300	399,400
	59	255,200	301,300	380,700	400,600
	60	256,400	304,100	382,000	401,900
	61	257,900	306,500	382,900	403,100
	62	259,100	308,900	384,100	404,100
	63	260,300	311,400	385,300	405,600
	64	261,200	313,700	386,400	406,900
	65	262,200	316,000	387,300	408,100
	66	263,600	318,300	388,500	409,200
	67	265,000	320,400	389,500	410,400
	68	266,500	322,600	390,700	411,500
	69	268,100	324,800	391,900	412,500
	70	269,600	326,900	392,900	413,700
	71	271,100	329,100	394,000	414,900
	72	272,600	331,100	395,200	416,100
	73	273,700	333,300	396,200	416,700
	74	274,900	335,400	397,300	417,500
	75	276,200	337,600	398,400	418,200
	76	277,400	339,800	399,500	418,700
	77	278,800	341,600	400,400	419,000
	78	279,900	343,500	401,300	419,400
	79	281,100	345,400	402,300	419,900
再任職員以外の職員	80	282,300	347,300	403,300	420,300
	81	283,500	349,100	404,100	420,600
	82	284,400	350,900	405,000	421,000
	83	285,600	352,500	405,700	421,400
	84	286,800	354,300	406,500	421,700
	85	287,900	355,600	407,200	422,000
	86	288,800	357,200	408,000	422,400
	87	289,700	358,700	408,700	422,800
	88	290,700	360,200	409,400	423,100
	89	291,800	361,700	410,000	423,400
	90	292,700	363,000	410,700	423,700
	91	293,600	364,400	411,200	424,000
	92	294,500	365,800	411,900	424,200

93	294,900	367,300	412,300	424,400
94	295,600	368,600	412,700	424,700
95	296,300	369,900	413,000	425,000
96	297,100	371,100	413,300	425,200
97	297,900	372,100	413,600	425,400
98	298,700	373,100	413,900	425,700
99	299,500	374,100	414,200	426,000
100	300,200	375,100	414,400	426,200
101	301,100	376,100	414,600	426,400
102	301,600	377,100	414,900	
103	302,200	378,100	415,200	
104	302,700	379,100	415,400	
105	302,900	379,900	415,600	
106	303,300	380,800	415,900	
107	303,600	381,700	416,200	
108	303,800	382,700	416,400	
109	304,000	383,500	416,600	
110	304,200	384,500	416,900	
111	304,500	385,500	417,200	
112	304,800	386,500	417,400	
113	305,000	387,100	417,600	
114	305,200	388,000	417,900	
115	305,400	388,900	418,200	
116	305,700	389,800	418,400	
117	306,000	390,700	418,600	
118	306,300	391,400		
119	306,600	392,200		
120	306,900	393,000		
121	307,000	393,600		
122	307,200	394,400		
123	307,500	395,100		
124	307,800	395,800		
125	308,000	396,400		
126		397,100		
127		397,600		
128		398,200		
129		398,900		
130		399,500		
131		400,000		
132		400,500		
133		400,800		
134		401,100		
135		401,400		
136		401,700		
137		402,000		
138		402,300		
139		402,600		
140		402,900		

	141		403,200			
	142		403,500			
	143		403,800			
	144		404,100			
	145		404,300			
	146		404,600			
	147		405,000			
	148		405,200			
	149		405,400			
	150		405,700			
	151		406,000			
	152		406,200			
	153		406,400			
	154		406,700			
	155		407,000			
	156		407,200			
	157		407,400			
	158		407,700			
	159		408,000			
	160		408,200			
	161		408,400			
再任用職員		225,900	272,100	299,300	325,800	407,200

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,700	192,700	279,900	331,800	390,400
	2	143,800	195,300	282,300	334,000	393,300
	3	145,000	197,700	284,700	336,200	396,000
	4	146,100	200,200	287,200	338,200	398,800
	5	147,200	202,700	289,500	340,100	401,000
	6	148,500	205,000	291,700	342,200	403,700
	7	149,800	207,300	293,700	344,300	406,500
	8	151,100	209,500	295,700	346,400	409,200
	9	152,200	211,600	297,900	348,300	411,800
	10	153,900	214,000	300,500	350,300	414,400
	11	155,600	216,500	303,200	352,400	417,100
	12	157,200	218,800	306,000	354,400	420,000
	13	158,700	221,000	308,200	356,400	422,600
	14	160,600	223,400	310,800	358,300	425,300
	15	162,500	225,800	313,300	360,100	428,100
	16	164,500	228,300	316,100	362,100	430,800
	17	166,300	230,600	318,800	364,000	433,300
	18	168,500	233,400	321,000	365,900	436,000
	19	170,800	236,300	323,200	367,800	438,500
	20	172,900	239,200	325,300	369,800	441,100
	21	175,100	241,700	327,600	371,400	443,600
	22	177,500	244,500	329,600	373,400	446,200
	23	179,800	247,000	331,700	375,200	448,800
	24	182,100	249,700	333,700	377,200	451,400
	25	184,300	252,400	335,800	378,700	453,600
	26	186,500	254,800	337,700	380,400	455,900
	27	188,600	257,100	339,500	382,300	458,400
	28	190,700	259,400	341,400	384,200	460,900
	29	192,800	262,100	343,300	386,000	463,400
	30	194,600	264,300	345,000	387,900	466,000
	31	196,400	266,200	346,600	389,800	468,500
	32	198,100	268,300	348,300	391,800	471,000
	33	200,000	270,200	349,700	393,400	473,300
	34	201,900	272,200	351,100	395,200	475,700
	35	203,800	274,400	352,600	396,800	478,100
	36	205,700	276,300	354,100	398,600	480,700
	37	207,400	278,200	355,400	399,800	483,100
	38	209,300	279,700	356,800	401,300	485,600
	39	211,200	280,900	358,100	402,700	488,000
	40	213,100	282,400	359,500	404,100	490,500
	41	215,100	283,800	360,300	405,600	492,800
	42	217,000	284,800	361,500	406,900	495,100
	43	218,900	285,800	362,700	408,400	497,300
	44	220,800	286,800	363,800	410,000	499,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	222,500	287,600	365,000	411,400	501,200
	46	224,400	288,800	366,200	412,600	502,700
	47	226,200	290,000	367,500	414,200	504,300
	48	228,000	291,200	368,600	415,800	505,800
	49	229,800	292,600	369,700	417,100	507,500
	50	231,600	293,900	371,000	418,500	509,000
	51	233,300	295,000	372,300	420,100	510,400
	52	235,000	296,100	373,600	421,500	511,900
	53	236,500	297,300	374,300	422,900	513,000
	54	238,300	298,500	375,300	424,300	514,200
	55	240,000	299,800	376,300	425,700	515,400
	56	241,600	300,900	377,300	427,100	516,600
	57	243,100	302,100	378,100	428,200	517,500
	58	244,300	303,200	378,900	429,500	518,500
	59	245,300	304,400	379,600	430,900	519,500
	60	246,400	305,600	380,300	432,200	520,500
	61	247,500	306,500	380,900	433,000	521,600
	62	248,600	307,600	381,600	433,900	522,500
	63	249,500	308,700	382,500	435,000	523,300
	64	250,600	309,800	383,400	435,900	524,000
	65	251,800	310,800	384,000	436,800	524,800
	66	252,900	311,900	384,800	437,600	525,600
	67	254,000	312,900	385,600	438,200	526,400
	68	254,900	313,900	386,400	439,000	527,200
	69	255,800	315,000	387,000	439,400	527,900
	70	257,200	316,000	387,700	440,000	528,700
	71	258,800	317,200	388,400	440,500	529,500
	72	260,200	318,300	389,100	441,000	530,300
	73	261,600	319,000	389,800	441,500	531,000
	74	263,000	320,000	390,500		
	75	264,400	321,100	391,100		
	76	265,500	322,200	391,800		
	77	266,600	323,300	392,500		
	78	267,800	324,300	393,100		
	79	269,100	325,200	393,700		
	80	270,200	326,100	394,300		
	81	271,600	327,200	394,900		
	82	273,000	328,000	395,500		
	83	274,300	328,700	396,100		
	84	275,500	329,500	396,700		
	85	276,600	330,000	397,200		
	86	277,700	330,500	397,700		
	87	279,000	331,000	398,200		
	88	280,200	331,600	398,900		
	89	281,200	331,900	399,300		
	90	282,400	332,400	399,800		
	91	283,500	332,900	400,300		
	92	284,700	333,400	401,000		

	93	285,700	333,700	401,400		
	94	286,700	334,100	401,900		
	95	287,800	334,600	402,400		
	96	288,800	335,100	403,100		
	97	289,300	335,600	403,500		
	98	290,200	336,100			
	99	290,900	336,600			
	100	291,800	337,100			
	101	292,700	337,600			
	102	293,400	338,100			
	103	294,100	338,600			
	104	294,800	339,100			
	105	295,500	339,600			
	106	296,000	340,000			
	107	296,500	340,500			
	108	297,000	340,900			
	109	297,200	341,400			
	110	297,600	341,800			
	111	297,900	342,300			
	112	298,200	342,700			
	113	298,500	343,200			
	114	298,800	343,600			
	115	299,100	344,100			
	116	299,400	344,500			
	117	299,700	345,000			
	118	300,100	345,400			
	119	300,400	345,800			
	120	300,800	346,300			
	121	301,100	346,700			
再任用職員		218,200	259,700	284,600	327,300	386,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,900	332,800	398,200	473,800
	2	249,400	335,800	401,100	476,100
	3	251,900	338,700	404,000	478,300
	4	254,400	341,700	406,900	480,700
	5	256,700	344,400	409,600	483,000
	6	260,600	347,800	412,300	485,200
	7	264,400	350,900	415,100	487,400
	8	268,200	354,000	417,800	489,600
	9	271,800	356,900	420,400	491,600
	10	275,900	359,800	423,100	493,800
	11	279,900	363,000	425,800	495,900
	12	283,900	366,200	428,500	498,000
	13	287,800	369,200	430,900	500,100
	14	291,800	372,800	433,400	502,200
	15	295,700	376,100	435,900	504,300
	16	299,600	379,800	438,400	506,400
	17	303,500	383,400	440,600	508,600
	18	307,100	386,100	443,000	510,600
	19	310,600	388,900	445,400	512,600
	20	314,200	391,700	447,800	514,600
	21	317,900	394,600	449,700	516,400
	22	321,600	397,200	452,100	518,200
	23	325,100	399,800	454,500	520,100
	24	328,600	402,200	456,800	522,000
	25	332,200	404,500	458,900	523,800
	26	335,000	406,900	461,200	525,600
	27	337,600	409,200	463,400	527,400
	28	340,200	411,500	465,800	529,200
	29	343,000	413,800	468,000	531,000
	30	345,100	415,900	470,300	532,800
	31	347,400	417,900	472,600	534,600
	32	349,800	420,100	474,800	536,400
	33	352,100	422,200	476,800	538,100
	34	354,500	424,100	479,000	539,900
	35	356,700	426,100	481,100	541,600
	36	359,200	428,100	483,200	543,400
	37	361,700	430,100	485,300	545,000
	38	364,100	432,100	487,100	546,600
	39	366,500	434,100	488,900	548,000
	40	368,700	436,200	490,700	549,600

再任 用職 員以 外の 職員	41	371,000	438,100	492,400	551,100
	42	372,400	439,900	494,300	552,600
	43	373,900	441,600	496,100	554,000
	44	375,300	443,400	497,900	555,300
	45	376,900	445,300	499,500	556,500
	46	378,300	447,100	501,200	557,500
	47	379,800	448,900	503,000	558,500
	48	381,300	450,700	504,800	559,500
	49	382,500	452,500	506,400	560,500
	50	383,500	454,200	507,700	561,400
	51	384,500	456,000	509,100	562,300
	52	385,400	457,800	510,400	563,200
	53	386,400	459,700	511,600	564,000
	54	387,300	460,900	512,900	564,900
	55	388,200	462,100	514,200	565,800
	56	389,100	463,300	515,500	566,800
	57	390,000	464,600	516,500	567,700
	58	391,000	465,600	517,300	568,600
	59	391,800	466,600	518,100	569,500
	60	392,600	467,600	518,900	570,200
	61	393,300	468,400	519,800	571,100
	62	393,800	469,100	520,600	572,000
	63	394,200	469,800	521,500	572,900
	64	394,700	470,500	522,300	573,800
	65	395,000	471,200	523,300	574,700
	66		471,900	524,200	
	67		472,600	524,900	
	68		473,300	525,800	
	69		473,700	526,700	
	70		474,400	527,500	
	71		475,100	528,400	
	72		475,800	529,300	
	73		476,200	530,100	
	74		476,800	531,000	
	75		477,500	531,900	
	76		478,200	532,600	
	77		478,700	533,400	
	78		479,300	534,300	
79		479,900	535,200		
80		480,400	536,100		
81		481,000	536,900		
82		481,500	537,900		
83		482,000	538,800		
84		482,500	539,700		
85		482,900	540,500		
86		483,500	541,400		
87		483,900	542,300		
88		484,400	543,200		

	89		484,900	544,000	
	90		485,500		
	91		486,100		
	92		486,500		
	93		487,000		
	94		487,600		
	95		488,200		
	96		488,800		
	97		489,300		
再任用職員		297,400	340,100	394,900	468,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,700	221,300	247,600	280,000	319,900	364,300
	2	148,900	187,300	222,900	249,000	282,000	322,100	366,900
	3	150,300	188,900	224,500	250,200	284,200	324,400	369,400
	4	151,700	190,500	226,100	251,600	286,300	326,600	372,000
	5	152,900	192,000	227,500	252,800	288,600	328,800	374,000
	6	154,800	193,600	229,200	254,000	290,700	330,800	376,600
	7	156,500	195,200	230,700	255,200	292,800	333,100	378,900
	8	158,200	196,700	232,300	256,300	294,900	335,300	381,400
	9	159,900	198,300	233,600	257,700	296,900	337,400	383,900
	10	161,600	200,100	235,100	258,700	299,100	339,600	386,600
	11	163,300	201,700	236,500	259,700	301,200	341,700	389,200
	12	165,100	203,400	237,700	260,700	303,500	343,900	392,000
	13	166,600	205,000	239,400	262,000	305,700	345,800	394,400
	14	168,500	206,600	240,800	263,500	307,600	347,900	396,700
	15	170,600	208,200	242,000	265,100	309,700	350,000	398,900
	16	172,500	209,800	243,500	266,600	311,700	352,000	401,300
	17	174,400	211,300	244,600	268,100	313,800	353,800	403,100
	18	176,300	212,900	245,800	269,900	315,800	355,800	405,200
	19	178,100	214,700	247,000	271,700	318,000	357,600	407,100
	20	180,000	216,400	248,200	273,600	320,100	359,500	408,900
	21	181,900	217,700	249,600	275,400	322,000	361,600	410,800
	22	183,400	219,200	250,600	277,200	324,000	363,500	412,600
	23	185,000	220,600	251,600	279,000	325,900	365,500	414,400
	24	186,500	222,100	252,700	280,700	327,900	367,400	416,300
	25	188,100	223,500	253,900	282,500	329,800	369,400	418,100
	26	189,600	224,900	255,300	284,400	331,800	371,300	419,700
	27	191,100	226,200	256,700	286,300	333,800	373,300	421,200
	28	192,500	227,500	258,300	288,200	335,800	375,300	422,800
	29	194,000	229,000	259,700	290,200	337,300	376,900	424,400
	30	195,300	230,400	261,400	292,000	339,100	378,700	425,700
	31	196,600	231,900	263,100	293,800	340,800	380,500	427,000
	32	197,900	233,300	264,700	295,700	342,600	382,100	428,200
	33	199,400	234,600	266,200	297,400	344,300	383,900	429,400
	34	200,800	235,900	268,000	299,100	346,200	385,300	430,700
	35	202,200	236,900	269,700	300,900	348,100	386,800	432,000
	36	203,600	238,200	271,400	302,800	349,900	388,400	433,200
	37	204,700	239,600	273,000	304,300	351,700	389,800	434,500
	38	206,000	240,900	274,700	306,000	353,400	391,100	435,300
	39	207,300	242,000	276,400	307,600	355,000	392,300	436,100
	40	208,600	243,400	278,000	309,200	356,700	393,400	436,900
	41	209,800	244,700	279,700	311,000	357,900	394,500	437,500
	42	211,000	245,900	281,300	312,700	359,000	395,700	438,200
	43	212,200	247,100	283,000	314,300	360,200	396,900	438,900
	44	213,500	248,200	284,700	316,000	361,500	398,000	439,600

再任 用職 員以 外の 職員	45	214,700	249,300	286,200	317,200	362,700	398,700	440,400
	46	215,800	250,700	288,000	318,600	363,500	399,400	441,200
	47	216,800	252,200	289,700	320,100	364,700	400,100	441,600
	48	217,900	253,600	291,300	321,700	365,800	400,800	442,300
	49	218,900	255,200	292,700	323,100	366,800	401,400	442,800
	50	219,900	256,600	294,300	324,400	367,800	402,000	443,200
	51	220,800	258,100	295,700	325,600	368,800	402,500	443,600
	52	221,800	259,400	297,300	326,900	369,800	402,900	444,000
	53	222,400	260,500	298,700	328,000	370,600	403,300	444,400
	54	223,300	261,900	300,200	329,000	371,400	403,600	444,800
	55	224,000	263,300	301,600	330,100	372,300	403,900	445,200
	56	225,000	264,600	303,200	331,100	373,200	404,200	445,500
	57	225,700	265,600	304,400	331,700	373,700	404,500	445,800
	58	226,600	266,900	305,600	332,600	374,500	404,900	446,200
	59	227,300	268,200	306,800	333,400	375,300	405,200	446,500
	60	228,100	269,500	308,200	334,300	376,200	405,500	446,800
	61	229,100	270,400	309,500	335,100	376,600	405,800	447,100
	62	229,900	271,600	310,700	335,400	377,300	406,100	
	63	230,800	273,000	312,000	336,000	378,000	406,400	
	64	231,900	274,300	313,200	336,700	378,700	406,700	
	65	232,500	275,300	314,600	337,300	379,100	407,000	
	66	233,300	276,400	315,400	338,000	379,700	407,300	
	67	234,100	277,400	316,200	338,700	380,400	407,600	
	68	234,900	278,500	317,100	339,400	381,000	407,900	
	69	235,600	279,600	317,700	340,100	381,400	408,100	
	70	236,300	280,600	318,400	340,600	381,900	408,400	
	71	237,000	281,700	319,100	341,200	382,400	408,700	
	72	237,600	282,800	319,700	341,800	382,900	409,000	
	73	238,300	283,600	320,400	342,100	383,500	409,200	
	74	239,100	284,300	320,600	342,700	384,000	409,500	
	75	239,900	284,800	321,200	343,200	384,600	409,800	
	76	240,600	285,600	321,800	343,800	385,200	410,000	
77	241,200	286,400	322,400	344,300	385,700	410,200		
78	241,800	287,100	322,900	344,800	386,200	410,500		
79	242,400	287,700	323,400	345,300	386,700	410,800		
80	243,100	288,300	323,900	345,700	387,200	411,000		
81	243,400	289,000	324,500	346,100	387,500	411,200		
82	243,800	289,500	325,000	346,400	388,000	411,500		
83	244,200	289,900	325,400	346,800	388,400	411,800		
84	244,600	290,300	325,900	347,100	388,800	412,000		
85	245,000	290,500	326,400	347,600	389,200	412,200		
86		290,700	326,800	347,900	389,700			
87		290,900	327,000	348,200	390,100			
88		291,100	327,400	348,500	390,500			
89		291,500	327,800	348,900	390,900			
90		291,700	328,200	349,200	391,400			
91		291,900	328,600	349,600	391,800			
92		292,100	329,000	349,900	392,200			

	93		292,500	329,300	350,300	392,600		
	94		292,700	329,500	350,600			
	95		292,900	329,900	350,900			
	96		293,200	330,200	351,200			
	97		293,600	330,400	351,500			
	98		293,900	330,700	351,900			
	99		294,100	331,000	352,300			
	100		294,400	331,400	352,700			
	101		294,700	331,600	353,200			
	102		294,900	331,900	353,600			
	103		295,100	332,300	354,000			
	104		295,400	332,500	354,400			
	105		295,700	332,600	354,900			
	106			332,900				
	107			333,300				
	108			333,500				
	109			333,700				
	110			334,100				
	111			334,500				
	112			334,900				
	113			335,100				
再任用職員		189,200	216,000	244,400	257,900	283,200	316,400	358,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	161,200	188,900	237,600	260,700	286,000	331,000
	2	162,600	191,000	239,400	261,700	287,900	333,200
	3	164,100	193,100	241,200	262,600	289,700	335,300
	4	165,500	195,100	243,100	263,700	291,600	337,500
	5	167,000	197,200	244,500	264,500	293,400	339,600
	6	168,500	199,600	245,800	265,500	295,200	341,700
	7	170,100	201,900	247,000	266,300	297,100	343,900
	8	171,600	204,200	248,300	267,300	298,900	346,100
	9	172,900	206,600	249,400	268,400	300,800	347,700
	10	174,600	208,000	250,500	269,200	302,800	349,700
	11	176,200	209,400	251,400	270,300	304,600	351,600
	12	177,800	210,800	252,300	271,500	306,500	353,600
	13	179,300	212,200	253,600	272,900	308,200	355,600
	14	181,300	213,800	254,700	274,200	309,800	357,700
	15	183,300	215,300	255,500	275,400	311,600	359,800
	16	185,400	216,500	256,500	276,900	313,400	361,900
	17	187,600	217,900	257,300	278,200	315,200	363,900
	18	189,700	219,400	258,300	279,600	316,900	365,900
	19	191,800	220,900	259,300	280,800	318,600	368,000
	20	193,900	222,400	260,200	282,200	320,300	370,100
	21	196,000	223,800	261,100	283,800	321,800	371,800
	22	198,200	225,500	262,100	285,400	323,300	373,900
	23	200,500	227,200	263,000	286,900	324,900	376,100
	24	202,700	229,000	264,000	288,400	326,400	378,100
	25	204,700	230,400	265,200	289,700	328,000	380,100
	26	206,000	232,100	266,500	291,500	329,400	381,700
	27	207,300	233,800	267,700	293,300	330,900	383,600
	28	208,600	235,500	269,000	295,000	332,600	385,500
	29	209,800	237,100	270,200	296,600	333,900	387,300
	30	211,000	238,500	271,700	298,200	335,400	389,000
	31	212,300	239,800	273,400	299,800	336,800	391,000
	32	213,600	240,900	274,800	301,500	338,300	392,800
	33	214,900	242,200	276,400	303,000	339,900	394,500
	34	216,200	243,400	277,900	304,500	341,400	396,200
	35	217,500	244,300	279,200	306,100	343,000	398,000
	36	218,800	245,400	280,500	307,700	344,500	399,700
	37	220,200	246,500	282,100	309,200	346,300	401,300
	38	221,600	247,600	283,500	310,600	347,900	403,000
	39	222,900	248,500	285,000	312,100	349,400	404,900
	40	224,300	249,600	286,400	313,700	351,000	406,700
	41	225,300	250,300	288,100	315,300	352,200	408,200
	42	226,700	251,200	289,600	316,800	353,700	409,700
	43	228,100	252,100	291,100	318,200	355,200	411,200
	44	229,600	253,000	292,700	319,700	356,600	412,500

	45	230,800	253,800	294,000	320,700	358,200	413,600
	46	232,200	254,800	295,400	322,100	359,200	414,700
	47	233,500	255,700	296,900	323,500	360,800	415,800
	48	234,800	256,700	298,400	325,000	362,100	417,000
	49	235,900	257,800	299,700	326,100	363,500	418,300
	50	237,000	259,000	301,000	327,500	364,900	419,400
	51	238,000	260,200	302,400	328,800	366,200	420,700
	52	239,100	261,400	303,800	330,100	367,600	421,800
	53	240,200	262,500	305,300	331,600	369,100	423,000
	54	241,300	264,000	306,600	333,000	370,300	424,000
	55	242,300	265,400	308,000	334,400	371,400	425,100
	56	243,400	266,800	309,400	335,700	372,600	426,200
	57	244,300	268,400	310,400	336,600	373,700	427,300
	58	245,300	270,000	311,600	337,900	374,600	427,800
	59	246,000	271,500	312,800	339,100	375,700	428,400
	60	247,000	273,100	314,200	340,400	376,700	428,800
	61	247,900	274,500	315,300	341,500	377,300	429,400
	62	248,900	276,000	316,700	342,400	378,100	429,900
	63	249,700	277,500	318,000	343,600	378,900	430,300
	64	250,700	278,800	319,200	344,900	379,700	430,800
	65	251,600	280,400	320,500	346,100	380,400	431,400
	66	252,600	281,900	321,800	347,300	381,100	431,800
	67	253,700	283,400	323,100	348,500	381,900	432,100
	68	254,600	284,900	324,400	349,600	382,600	432,400
	69	255,400	286,000	325,100	350,600	383,200	432,800
	70	256,500	287,600	326,200	351,600	383,800	
	71	257,700	289,100	327,300	352,700	384,500	
	72	258,900	290,500	328,200	353,800	385,100	
	73	260,300	291,700	329,500	354,600	385,800	
	74	261,600	293,100	330,200	355,700	386,300	
	75	262,900	294,400	331,400	356,800	386,900	
	76	264,100	295,700	332,600	357,900	387,400	
	77	265,100	297,200	333,700	358,600	387,800	
	78	266,200	298,500	334,900	359,400	388,400	
	79	267,500	299,700	336,000	360,200	388,900	
	80	268,700	301,000	337,200	361,000	389,200	
	81	269,800	301,700	338,300	361,600	389,500	
	82	270,800	303,000	339,400	362,100	390,000	
	83	271,900	304,100	340,400	362,700	390,500	
	84	273,100	305,300	341,500	363,200	390,800	
	85	273,900	306,400	342,400	363,800	391,100	
	86	274,800	307,600	343,400	364,300	391,600	
	87	275,900	308,800	344,300	364,900	392,100	
	88	277,000	309,900	345,300	365,400	392,500	
	89	278,000	311,200	346,400	365,800	392,800	
	90	278,900	312,400	347,200	366,200	393,200	
	91	279,800	313,600	348,000	366,800	393,700	
	92	280,800	314,800	348,800	367,300	394,100	

再任
用職
員以
外の
職員

93	281,800	315,600	349,400	367,600	394,500
94	282,800	316,300	350,000	368,100	394,900
95	283,700	317,100	350,700	368,500	395,400
96	284,700	317,700	351,300	368,800	395,800
97	285,500	318,400	351,700	369,400	396,200
98	286,300	318,700	352,100	369,900	396,600
99	286,900	319,300	352,600	370,400	397,100
100	287,900	320,000	353,000	370,900	397,500
101	288,700	320,400	353,500	371,500	397,900
102	289,500	321,000	353,900	372,000	
103	290,300	321,600	354,400	372,500	
104	291,100	322,200	354,800	372,900	
105	291,800	322,600	355,100	373,500	
106	292,300	323,100	355,600	374,000	
107	292,800	323,600	356,000	374,500	
108	293,300	324,100	356,300	375,000	
109	293,500	324,500	356,800	375,700	
110	293,800	324,900	357,300	376,100	
111	294,000	325,200	357,800	376,600	
112	294,400	325,500	358,300	377,100	
113	294,700	325,900	358,800	377,700	
114	294,900	326,300	359,300		
115	295,300	326,700	359,800		
116	295,600	327,000	360,200		
117	295,900	327,200	360,700		
118	296,200	327,500	361,100		
119	296,500	327,900	361,600		
120	296,900	328,100	362,100		
121	297,200	328,300	362,500		
122	297,600	328,600	363,000		
123	297,900	328,900	363,500		
124	298,300	329,200	364,000		
125	298,500	329,400	364,300		
126	298,700	329,700			
127	299,000	330,100			
128	299,400	330,300			
129	299,600	330,400			
130	299,900	330,700			
131	300,300	331,100			
132	300,700	331,400			
133	300,900	331,700			
134	301,200	332,100			
135	301,600	332,500			
136	302,000	332,900			
137	302,200	333,200			
138	302,500	333,600			
139	302,900	334,000			
140	303,200	334,400			

141	303,400	334,700				
142	303,800	335,100				
143	304,200	335,400				
144	304,500	335,800				
145	304,600	336,100				
146	304,900	336,500				
147	305,200	336,900				
148	305,600	337,300				
149	305,800	337,600				
150	306,000	338,000				
151	306,300	338,400				
152	306,600	338,800				
153	307,000	339,100				
154	307,200					
155	307,400					
156	307,700					
157	308,000					
158	308,300					
159	308,600					
160	308,900					
161	309,300					
162	309,600					
163	309,900					
164	310,200					
165	310,600					
166	310,900					
167	311,200					
168	311,500					
169	311,900					
再任用職員	235,900	256,300	263,600	273,900	290,300	327,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	374,500
2	422,900
3	474,200
4	535,600
5	611,200
6	713,800
7	834,700

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	396,700
2	457,100
3	518,500
4	599,100
5	696,700
6	795,400

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	330,200
2	366,500
3	394,700

参 考 资 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

平成28年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族人員数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	52
第18表 民間における家族手当の支給状況	52
第19表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	52
第20表 民間における家族手当の手当額の定め方	52
第21表 民間における扶養家族の構成別支給状況	53
第22表 民間における住宅手当の支給状況	53
第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	53
第24表 民間における昇給制度の状況	54
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54

第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	55
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	56
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が平成28年10月3日（月）現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

平成28年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、平成28年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、臨時又は非常勤職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 代替教員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 4,039	人	人	人	人 249
警 察	512	3,806			19
教育委員会	426				35
高等学校等	420		4,664		
中・小学校	576			11,414	
そ の 他	88				
計	6,061	3,806	4,664	11,414	303
比 率	% 22.7	% 14.2	% 17.5	% 42.8	% 1.1

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (看護師等)	計	比 率
人 21	人 233	人 96	人 4,638	% 17.4
			4,337	16.3
	2		463	1.7
	17		5,101	19.1
	66		12,056	45.2
			88	0.3
21	318	96	26,683	100.0
% 0.1	% 1.2	% 0.4	% 100.0	

第2表

給 料 表 別 給

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
給与月額等					
職 員 数		6,061 人	3,806	4,664	11,414
給 料 総 額		1,978,408,347 円	1,218,627,262	1,758,864,182	4,146,154,006
給 料 の 調 整 額 総 額		1,055,100 円	133,200	14,937,294	13,152,041
教 職 調 整 額 総 額		円		67,173,472	149,244,616
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		26,606,825	67,023,200
扶 養 手 当 総 額		53,299,500 円	44,814,000	45,101,500	76,127,500
地 域 手 当 総 額		75,647,710 円	45,891,191	49,706,486	119,243,916
給 与 小 計		2,108,410,657 円	1,309,465,653	1,962,389,759	4,570,945,279
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	34,834,000 円	18,815,700	30,282,600	68,347,500
	管 理 職 手 当 総 額	47,036,993 円	7,821,239	12,124,487	58,821,764
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	3,090,000 円	6,990,000	780,000	4,320,000
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	31,000 円			
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	74,681 円	489,780	114,474	
	へ き 地 手 当 等 総 額	560,032 円			9,647,222
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,943,525 円	3,149,860	5,669,742	12,080,230
給 与 合 計		2,198,980,888 円	1,346,732,232	2,011,361,062	4,724,161,995
職 員 一 人 当 た り	給 料 月 額	326,416 円	320,186	377,115	363,252
	給 料 の 調 整 額	174 円	35	3,203	1,152
	教 職 調 整 額	円		14,403	13,076
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,705	5,872
	扶 養 手 当	8,794 円	11,775	9,670	6,670
	地 域 手 当	12,481 円	12,058	10,657	10,447
	給 与 小 計		347,865 円	344,054	420,753
そ の 他 手 当	住 居 手 当	5,747 円	4,944	6,493	5,988
	管 理 職 手 当	7,761 円	2,055	2,600	5,153
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	510 円	1,837	167	378
	初 任 給 調 整 手 当	5 円			
	特 地 勤 務 手 当 等	12 円	129	25	
	へ き 地 手 当 等	92 円			845
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	816 円	828	1,216	1,058
給 与 合 計		362,808 円	353,847	431,254	413,891
経 験 年 数		20.5 年	16.8	22.4	21.6
修 学 年 数		14.3 年	14.3	15.9	15.9
年 齢		41.2 歳	37.6	44.8	44.0

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (看護師等)	全給料表
303	21	318	96	26,683
103,249,573	10,146,200	105,188,504	31,431,843	9,352,069,917
202,000		1,150,350		30,629,985
				216,418,088
				93,630,025
2,779,500	212,000	1,783,000	161,000	224,278,000
3,347,505	1,800,192	2,772,939	626,065	299,036,004
109,578,578	12,158,392	110,894,793	32,218,908	10,216,062,019
2,145,000	162,000	1,748,900	325,000	156,660,700
3,279,925	893,000	1,607,759		131,585,167
120,000		60,000	90,000	15,450,000
53,000	5,332,600	695,000		6,111,600
				678,935
		6,285		10,213,539
372,752	20,964	489,233	106,102	26,832,408
115,549,255	18,566,956	115,501,970	32,740,010	10,563,594,368
340,758	483,152	330,781	327,415	350,488
667		3,617		1,148
				8,111
				3,509
9,173	10,095	5,607	1,677	8,405
11,048	85,723	8,720	6,522	11,207
361,646	578,970	348,725	335,614	382,868
7,079	7,714	5,500	3,385	5,871
10,825	42,524	5,056		4,931
396		189	938	579
175	253,933	2,186		229
				25
		20		383
1,230	998	1,538	1,105	1,006
381,351	884,139	363,214	341,042	395,892
20.3	21.5	19.8	18.4	20.8
15.7	16.0	15.5	15.7	15.3
42.8	45.5	42.2	40.8	42.6

て掲載している。

第3表

給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	878	184,374	23.4	3.1	14.1	359	200,339	21.4	1.7	13.7	210	270,173
2	685	226,067	29.2	7.4	15.1	816	243,254	27.0	5.9	14.6	4,083	376,065
特2											141	432,252
3	840	291,204	36.5	15.5	14.4	744	283,672	32.8	11.2	14.8	136	448,193
4	1,683	365,405	44.6	24.3	13.9	1,037	365,459	43.8	22.9	14.3	94	476,097
5	1,300	395,570	51.4	31.0	14.1	608	413,756	50.7	30.4	14.0		
6	349	406,711	53.8	32.7	14.7	125	429,198	52.5	32.7	13.5		
7	193	431,197	55.1	33.4	15.1	31	433,077	51.5	32.0	13.6		
8	103	461,816	56.4	34.3	15.6	63	453,660	54.7	34.1	14.4		
9	30	503,755	56.5	32.8	15.8	23	476,410	55.9	35.5	14.2		
10												
合計	6,061	326,416	41.2	20.5	14.3	3,806	320,186	37.6	16.8	14.3	4,664	377,115

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	5	323,980	27.2	4.1	16.0							
2	1	484,200	56.0	26.9	16.0	55	227,431	29.0	6.1	15.9	20	230,755
3	10	523,100	48.1	24.0	16.0	50	275,480	35.1	12.6	15.5	20	280,085
4	5	562,220	56.6	32.9	16.0	36	308,125	38.0	14.9	15.6	7	307,000
5						150	378,179	47.9	26.0	15.2	43	386,147
6						21	404,584	56.1	33.1	16.0	6	410,291
7						6	431,689	56.2	34.0	16.0		
合計	21	483,152	45.5	21.5	16.0	318	330,781	42.2	19.8	15.5	96	327,415

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.2	13.0	15.1						68	221,501	27.1	4.9	15.8
44.6	22.2	15.9	9,956	352,904	42.6	20.2	15.9	40	289,495	35.1	12.3	15.9
50.7	28.3	16.0	243	413,988	50.8	28.4	16.0					
52.3	30.0	16.0	624	425,559	52.8	30.4	16.0	149	381,511	47.8	25.3	15.5
56.7	34.2	16.0	591	450,914	56.5	34.1	16.0	36	420,858	56.3	33.7	15.8
								10	461,168	58.2	35.6	16.0
44.8	22.4	15.9	11,414	363,252	44.0	21.6	15.9	303	340,758	42.8	20.3	15.7

(看 護 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.4	3.5	16.0
35.0	12.2	15.3
35.4	13.7	15.7
48.8	26.7	15.7
56.5	34.7	16.0
40.8	18.4	15.7

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職											
級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1											
2											
3											
4	1										
5											
6		1									
7									1		
8		2									
9	39									1	
10											
11											
12	41	81									
13	5	26								1	
14	2	41								2	
15	5	11	1							5	
16	26	66	3							5	
17	3	16								2	
18	6	39	1								
19	5	12	2							1	
20	42	67	23								
21	8	13	12							5	
22	25	23	25							2	
23	7	16	13							1	
24	40	32	23							2	
25	3	18	14								
26	30	42	26								
27	24	6	12					7			
28	24	40	32					12	2		
29	60	16	8					11			
30	40	26	33					7			
31	8	16	13					32	19		
32	87	22	37					24	11		
33	12	5	20					15	9		
34	23	28	32					25	6		
35	11	12	21		1			18	6		
36	53	5	34	21					4		
37	21		19	11				2	1		
38	27		31	23				7	2		
39	17	1	15	17				6	3		
40	98		29	42				8	1		
41	14	1	9	18				13	3		
42	40		32	41				8			
43	17		20	12				6			
44	4	1	28	45	1			8	1		
45	1		17	21				4			
46			42	47	1			2			
47	2		20	25				2			
48			32	51	2			2			
49	1		17	17				2			
50			32	54	4	13					
51	1		18	19		32					
52	1		9	62	5	57					
53	1		8	27			1				
54			8	61	1	10					
55	2		3	26	1	39					
56			10	59	5	3					
57			4	19		4					
58			6	56	6						
59			3	20	1	21					
60			3	48	9	3					
61			3	18	1	18	3				
62			3	33	8	7					
63	1		2	11	2	18					
64			2	21	22	6					
65			1	21	2	13					
66			3	41	15	3					
67			1	14	2	15					
68			3	42	33	5					
69			1	23	33	5					
70			1	41	23	1					
71			2	25	9	4					
72			1	44	36	1					
73			1	39	25						
74				29	35	2					
75				27	24	2					
76			3	20	33						
77			1	26	26	3					
78				21	34	2					
79				23	48	15					
80			2	23	20	1					
81			2	17	35	10					
82				15	38	1					
83				21	36						
84			1	13	34						

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85			1	15	39	11				
86			2	9	31					
87			1	11	198					
88				6	45					
89				12	313					
90			1	9	4					
91				12	40					
92				5						
93				4	19					
94			1	18						
95				22						
96			1	12						
97				47						
98										
99				22						
100			1							
101				29						
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	878	685	840	1,683	1,300	349	193	103	30	

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職									
級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5							1		
6									
7	48								
8									
9									
10	49								
11	4		1						
12									
13	5								
14		1							
15	2								
16	31	27	1						
17	6	2							
18	6	1							
19	1								
20	26	17	3						
21	6	3		1					
22	9	9	1						
23	2	1							
24	2	26	3	2					
25	61	4	1	1					
26	7	80	4						
27	3	7	1	1					
28	63	24	7	2					
29	2	15	1	3					
30	4	76	6	4	1				
31	4	10	3	2					
32		38	12	4					6
33	7	12	4	2					
34		55	8	3	1				1
35	1	14	6	4					
36	1	34	19	6					
37	1	14	3	5					1
38		58	5	11	1				3
39		16	3	4					
40		37	47	8	2				
41	2	13	7	4					1
42		35	42	11	1				1
43	2	15	18	8	2			1	4
44		35	41	10				20	3
45	2	10	10	4	4			4	3
46		27	31	10	6			1	
47		10	22	6	10			7	
48		32	32	10	2			4	
49		9	18	5	2				
50		35	33	14	6				
51		9	19	9	10			5	
52		2	25	24	9				
53			15	7	3		5	2	
54	1		21	32	8		6		
55			12	11	6		9		
56			26	22	7			1	
57			15	16	7			1	
58		1	28	21	7			1	
59			12	7	9		1	2	
60		1	28	26	9		2	1	
61	1		19	8	4	1		13	
62			20	29	9	2			
63			11	11	9	2			
64			17	30	10		2		
65			13	11	2	3			
66			21	19	7	2		1	
67			9	10	7	2	1		
68			3	20	6	1	2		
69			5	16	10	1			
70			5	20	7	1			
71			3	7	18				
72		1	4	10	9	1	1		
73			4	13	14		1		
74			2	13	5	2			
75			2	11	5	1			
76			2	12	4				
77				6	11	1			
78			4	7	11	2			
79			1	10	11				
80			1	10	7	1			
81			2	4	8	3			
82			2	6	4				
83				1	3		4		
84				13	4				

公安職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				5	5	2			
86				4	9	3			
87				7	6	6			
88				8	5	5			
89				9	8	43			
90				7	11	3			
91				5	7	24			
92				6	8	1			
93				8	10	8			
94				6	9				
95				3	8				
96				3	11				
97				4	10				
98				5	13				
99				1	104				
100				4	23				
101				5	63				
102				3					
103				5					
104				5					
105				3					
106				6					
107				10					
108				2					
109				8					
110				9					
111				8					
112				6					
113				4					
114				11					
115				15					
116				8					
117				16					
118				5					
119				9					
120				16					
121				6					
122				13					
123				5					
124				13					
125				4					
126				9					
127				6					
128				11					
129				113					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	359	816	744	1,037	608	125	31	63	23

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		23			
6					
7					
8	1	25			
9		16			
10		4			
11		3			
12		16			
13		8			
14		7			
15		3			
16		20			
17		17			
18		13			
19		8			
20	1	18			
21		6			
22		10			
23		15			
24		26			
25	4	12			1
26		13			
27	1	10			
28	2	24			
29		12			1
30		15			4
31		3			5
32		15			7
33	2	14			6
34	1	5			4
35		12			3
36		16			1
37	2	26			62
38		21			
39	1	7			
40	5	16			
41	3	20			
42		28			
43	1	9		1	
44	2	24			
45	3	24			
46		20			
47	1	6			
48	1	17			
49	3	9			
50	7	11			
51	1	16			
52	2	17			
53	3	13			
54	1	16		1	
55	2	13		1	
56	3	23		2	
57	3	8		2	
58	3	5		9	
59	4	15		5	
60	3	17		5	
61	1	12			
62	3	20		10	
63	5	20		4	
64	6	31		1	
65	4	12		3	
66	6	23		5	
67	1	21		4	
68	5	15	1	8	
69	3	18		6	
70	3	27	1	3	
71	4	18	1	6	
72	2	36	1	4	
73	5	28		3	
74	2	26		6	
75	2	23		4	
76	1	27		6	
77	4	25		7	
78	5	25		4	
79	3	26		12	
80	6	30	2	3	
81	7	19		5	
82	3	44	4		
83	3	26	2	6	
84	2	33	1		

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85	3	32	4		
86	6	36	2		
87		28	1		
88	4	44	7		
89	1	29	8		
90	1	51	8		
91	1	35	2		
92	1	45	8		
93	1	31	5		
94	5	49	3		
95	3	43	5		
96	3	49	6		
97	3	5	6		
98	2	13	3		
99	2	19	1		
100		34	6		
101	1	24	7		
102	2	32	6		
103	1	26	2		
104	1	41	5		
105	2	31	6		
106		54	9		
107	1	32	5		
108		46	3		
109	1	31	10		
110	1	51			
111	1	52			
112		59			
113		46			
114	1	54			
115		45			
116	2	41			
117		41			
118		43			
119		33			
120	1	32			
121		33			
122		35			
123		55			
124		49			
125		74			
126		72			
127	1	83			
128		57			
129		82			
130		52			
131		61			
132		39			
133		48			
134		50			
135	1	58			
136		63			
137		41			
138		47			
139	1	47			
140	1	46			
141	1	45			
142		43			
143		33			
144		28			
145		32			
146		27			
147		25			
148		15			
149		31			
150					
151	1				
152					
153	1				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	210	4,083	141	136	94

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		169			
18					
19					
20		119			
21		34			2
22		26			12
23		12			35
24		109			21
25		41			35
26		34			36
27		21			3
28		109			6
29		59			10
30		54			7
31		22			33
32		127			23
33		47			29
34		61			19
35		28			21
36		119			13
37		56			7
38		68			13
39		34			10
40		127			20
41		53			236
42		59			
43		30			
44		84			
45		34			
46		19			
47		32			
48		67			
49		56			
50		74			
51		41			
52		48			
53		41			
54		69			
55		37			
56		66			
57		46			
58		55			
59		38			
60		69			
61		51			
62		76			
63		31			
64		69			
65		29	1		
66		27		2	
67		42		1	
68		58		2	
69		42		1	
70		58	2	4	
71		56		3	
72		85	2	9	
73		62	2	5	
74		68		32	
75		37	2	40	
76		43	2	16	
77		38		7	
78		63	1	35	
79		38	2	24	
80		56		15	
81		46		12	
82		55	6	21	
83		33	3	32	
84		70	4	30	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	
85		50	3	41	
86		47	5	20	
87		29	2	29	
88		62	5	21	
89		54	4	25	
90		54	8	19	
91		49	5	10	
92		57	22	9	
93		56	13	16	
94		51	12	12	
95		54	13	77	
96		56	6	18	
97		38	13	29	
98		54	10	1	
99		53	12	5	
100		68	8		
101		47	9	1	
102		57	4		
103		54	7		
104		62	7		
105		13	8		
106		21	4		
107		30	3		
108		34	3		
109		45	5		
110		70	5		
111		46	11		
112		64	5		
113		57	4		
114		85			
115		32			
116		79			
117		53			
118		86			
119		58			
120		98			
121		70			
122		92			
123		79			
124		98			
125		88			
126		85			
127		53			
128		69			
129		70			
130		75			
131		84			
132		98			
133		126			
134		107			
135		147			
136		134			
137		126			
138		132			
139		165			
140		126			
141		123			
142		97			
143		129			
144		114			
145		132			
146		109			
147		128			
148		118			
149		149			
150		120			
151		141			
152		115			
153		138			
154		99			
155		111			
156		116			
157		96			
158		78			
159		64			
160		38			
161		67			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		9,956	243	624	591

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	1				
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26			3		1
27			1		
28	1				2
29	1		2		1
30		1	1		3
31		1			2
32	2		1		
33	1	2	5		1
34		1			
35		1	1		
36	3		1		
37	6	1	2		
38	1	1	2		
39					
40	10	2			
41		1	2		
42	2		1		
43	1	2	5		
44	6	1			
45	2	3	3		
46		2	1	1	
47		1	2	2	
48	3	1	1	2	
49	1	2	1	8	
50	2	1	3	2	
51			3	2	
52	4		2		
53	1	3	1	4	
54	4	2	2	2	
55		3	1	5	
56	4		4	1	
57	4		1	1	
58	2	1	3	1	
59	1	1	3		
60	3		1		
61		2	3	1	
62	1	1	1		
63		1	5	1	
64		1	3		
65	1	1	1		
66			5	1	
67			4		
68			1		
69			1	1	
70			4		
71			3		
72			1		
73			3		
74					
75			1		
76			1		
77			1		
78			4		
79			2		
80			4		
81			2		
82			4		
83			1		
84			1		
合計	68	40	149	36	10

級 号俸	1	2	3	4	5
85			1		
86			2		
87					
88			2		
89					
90			1		
91			16		
92			1		
93			7		
94			1		
95			1		
96					
97			1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
合計	68	40	149	36	10

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40	1			
41				
42				
43				
44				
45			1	
46				
47				1
48				
49				1
50				1
51			1	1
52				
53				
54			1	
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				1
63				
64			1	
65			1	
66				
67			1	
68				
69				
70				
71			1	
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81				
82				
83				
84				
合計	5	1	10	5

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
85			1	
86				
87			1	
88				
89		1		
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	5	1	10	5

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1					
17							
18							
19		2					
20		1					
21							
22		2					
23		3					
24		3	3				
25		3					
26		1					
27		1	2				
28		3	1	2			
29		2	1	1			
30		8	4	1	3		
31		2	3	1	1		1
32		5	1	1	1		1
33		2	1	2	1		
34		5	3	4	1		1
35		2	1	2	1		
36		2		2	1		
37			2		3		
38		4	3	2	1		
39		2	4		1		
40			1	1	1		
41			1	2	2		
42			2	2	4		
43			4	2	2		1
44			3	2	5		1
45			1	2	2		1
46				1	2		
47			2		1		
48			1	2	1		
49			1	1	2	5	
50				2	4	1	
51					5	2	
52			1	1			
53			1		2	1	
54					1	2	
55				1	1	1	
56					4	1	
57					2	1	
58					2		
59					2	1	
60					3		
61			1		2	1	
62					2		
63					3	2	
64					1		
65							
66					2		
67					2		
68							
69					5	1	
70					1	1	
71					1		
72					1		
73					2		
74					1		
75			1		3	1	
76							
77					3		
78			1		1		
79					1		
80					2		
81					1		
82					4		
83							
84					1		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85					1		
86					1		
87					12		
88					9		
89					13		
90							
91					12		
92							
93					1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		55	50	36	150	21	6

医療職（看護師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			1			
18		2				
19			1			
20		1				
21		1				
22		4	2			
23			1			
24			2			
25		1				
26		1	1	2		
27		1				
28			1			
29		1				
30		4	1			
31						
32		1	1	1	1	
33						
34		1	1		1	
35		1				
36						
37						
38				1		
39		1	1		1	
40				1		
41						
42			1			
43						
44			1	1		3
45						
46						2
47					1	1
48					2	
49				1		
50					1	
51			1			
52					1	
53			1			
54						
55			1			
56						
57					1	
58						
59						
60			1		2	
61						
62					1	
63						
64					1	
65					1	
66						
67						
68						
69						
70					1	
71						
72						
73			1			
74					1	
75						
76						
77						
78						
79					1	
80					1	
81					1	
82						
83					2	
84						

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85					2	
86						
87					1	
88						
89						
90						
91						
92						
93					1	
94					1	
95					4	
96					3	
97					8	
98						
99					2	
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		20	20	7	43	6

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50	51	52
		行	1		79	497	283	19				
	2				416	241	28					
	3					273	436	100	21	3	1	3
	4						126	787	586	45	28	29
	5						1	56	356	125	123	122
政	6					1	1		39	18	22	31
	7								5	4	9	9
	8											5
職	9							1	1		1	
	10											
	計		79	497	699	534	592	944	1,008	195	184	199
公	1		97	236	21	5						
	2			149	527	138	2					
	3			1	101	443	184	15				
	4			1	1	106	320	189	110	24	27	36
	5					1	24	127	93	16	25	32
	6							7	20	11	14	9
	7					1			7	2	2	5
	8							1	2		8	3
	9										2	1
	計		97	387	650	694	530	339	232	53	78	86
教育職 (高校等)	1		1	9	31	53	66	38	7	1	1	2
	2			96	262	314	406	713	872	161	187	159
	特2							6	51	11	16	14
	3								22	12	18	17
	4											1
	計		1	105	293	367	472	757	952	185	222	193
教育職 (中・小)	1											
	2			486	1,213	1,076	1,055	1,196	1,603	339	407	335
	特2							11	76	20	31	27
	3							1	108	55	68	65
	4									4	6	18
	計			486	1,213	1,076	1,055	1,208	1,787	418	512	445

職員数（その1）

53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								878	23.4
								685	29.2
		3						840	36.5
22	17	11	8	9	8	7		1,683	44.6
109	96	78	71	65	42	56		1,300	51.4
35	37	42	37	36	24	26		349	53.8
23	26	31	26	20	26	14		193	55.1
10	6	10	16	16	19	21		103	56.4
	1	1	3	7	5	10		30	56.5
199	183	176	161	153	124	134		6,061	41.2
								359	21.4
								816	27.0
								744	32.8
31	20	30	26	36	30	50		1,037	43.8
30	36	39	34	39	51	61		608	50.7
7	8	13	9	7	13	7		125	52.5
4	1	3	2	1	2	1		31	51.5
3	9	11	6	10	5	5		63	54.7
3	2	1	1	5	4	4		23	55.9
78	76	97	78	98	105	128		3,806	37.6
1								210	35.2
165	167	142	132	112	97	97	1	4,083	44.6
9	7	5	6	7	4	5		141	50.7
24	17	12	4	6	1	3		136	52.3
6	6	13	12	16	23	16	1	94	56.7
205	197	172	154	141	125	121	2	4,664	44.8
373	349	343	319	325	294	243		9,956	42.6
21	12	14	17	7	4	3		243	50.8
68	68	58	43	30	32	27	1	624	52.8
37	44	70	76	103	132	101		591	56.5
499	473	485	455	465	462	374	1	11,414	44.0

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	年齢										
		18歳未満	18歳以上 20歳未満	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50	51	52
研究職	1		1	12	42	11	1		1			
	2					16	22	2				
	3						8	36	51	11	3	9
	4										1	1
	5											
	計		1	12	42	27	31	38	52	11	4	10
医療職 (医師等)	1			1	3	1						
	2											
	3							2	4	1		
	4										1	
	計			1	3	1		2	4	1	1	
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			3	31	18	3					
	3				1	21	23	5				
	4					2	25	8	1			
	5						10	46	33	7	10	6
	6											2
	7											
	計			3	32	41	61	59	34	7	10	8
医療職 (看護師等)	1											
	2			6	11	3						
	3					12	5	2	1			
	4					3	3	1				
	5						1	11	10	2	2	6
	6											
	計			6	11	18	9	14	11	2	2	6

職 員 数 (そ の 2)

53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								68	27.1
								40	35.1
6	5	5	4	1	7	3		149	47.8
3	1	5	5	8	7	5		36	56.3
				2	4	4		10	58.2
9	6	10	9	11	18	12		303	42.8
								5	27.2
			1					1	56.0
2				1				10	48.1
1					1		2	5	56.6
3			1	1	1		2	21	45.5
								55	29.0
								50	35.1
								36	38.0
9	8	3	6	2	6	4		150	47.9
1	3	2	4	3	1	5		21	56.1
		1	3	2				6	56.2
10	11	6	13	7	7	9		318	42.2
								20	26.4
								20	35.0
								7	35.4
5	1	1	2		1	1		43	48.8
			4	1	1			6	56.5
5	1	1	6	1	2	1		96	40.8

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	経験年数																							
	1年未満	1年以上	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
行政職	1	120	151	118	216	123	65	32	32	15	3	1	2											
	2				5	114	117	104	86	78	48	40	42	26	18	4	1	1	1					
	3									7	43	63	65	71	86	105	72	57	41	64	50	25		
	4														3		14	44	48	79	79	107		
	5																	1	1		4	17		
	6											2												
	7																							
	8																							
	9																							1
	10																							
計	120	151	118	221	237	182	136	118	100	94	106	109	97	107	109	87	103	91	143	133	150			
公安職	1	108	125	49	53	8	6	5	1	1			2	1										
	2		6	87	104	119	121	107	97	57	44	41	15	12	3	2	1							
	3						12	20	35	83	112	123	108	57	60	51	39	15	7	10	8	1		
	4		1							3	12	19	30	49	53	108	65	59	35	35	38	26		
	5														2	4	3	13	7	23	20	18		
	6																							
	7								1															
	8																							
	9																							
	計	108	132	136	157	127	139	132	134	144	168	183	155	119	118	165	108	87	49	68	66	45		
教育職（高校等）	1	4	2	3	4	10	8	11	9	6	8	14	12	11	14	15	16	11	14	6	8	5		
	2	23	46	37	56	51	55	63	65	68	74	56	66	74	64	76	101	98	110	130	130	168		
	特2																	1				2		
	3																							
	4																							
	計	27	48	40	60	61	63	74	74	74	82	70	78	85	78	91	117	110	124	136	138	175		
教育職（中・小）	1																							
	2	167	188	198	250	259	283	271	218	237	211	221	244	229	239	227	214	198	216	192	227	252		
	特2																				2	6		
	3																							
	4																							
	計	167	188	198	250	259	283	271	218	237	211	221	244	229	239	227	214	198	216	192	229	258		

年数別職員数（その1）

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41年 以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																						878	3.1
																						685	7.4
18	19	15	14	5	3	2	4	1	1	3	3		2				1				840	15.5	
117	159	152	175	152	125	106	83	60	52	24	14	19	21	13	9	12	6	3	3	4	1,683	24.3	
16	33	46	54	70	61	60	56	67	97	97	112	75	96	104	84	47	40	37	9	16	1,300	31.0	
		7	11	8	9	10	19	17	26	16	39	22	35	37	22	28	18	10	4	9	349	32.7	
				1		4	11	8	13	19	29	22	22	20	14	15	5	4	3	3	193	33.4	
								3	7	11	10	11	17	13	14	8	3	2	1	3	103	34.3	
	1						1			1	2	5	4	5	5	4				1	30	33.9	
151	212	220	254	236	198	182	174	156	196	171	209	154	197	192	148	114	73	56	20	36	6,061	20.5	
																						359	1.7
																						816	5.9
2		1																				744	11.2
13	25	18	37	21	19	28	27	26	21	27	26	23	35	32	20	25	15	21	18	27	1,037	22.9	
14	12	13	25	17	21	14	18	24	24	29	29	31	45	41	36	37	23	13	22	30	608	30.4	
	1	2	4	2	5	5	8	7	6	4	16	17	8	7	8	5	5	4	7	4	125	32.7	
					1		4	4	2	3	2	1	4	3		2	1	2		1	31	32.0	
	1						2		2	5	6	14	8	10	6	3	2		1	3	63	34.1	
									1			4	2	6	4	3		2	1		23	35.5	
29	39	34	66	40	46	47	59	61	56	68	79	90	102	99	74	75	46	42	49	65	3,806	16.8	
5	1	5	1	1			2		1		3										210	13.0	
171	176	165	160	189	184	157	161	183	170	170	139	143	108	84	69	29	8	4	2		4,083	22.2	
2	6	6	12	13	13	10	15	15	9	7	11	4	8	4	2	1					141	28.3	
		1	2	4	9	12	20	20	17	20	12	6	8	3	2						136	30.0	
								2	4	8	13	10	14	23	16	4					94	34.2	
178	183	177	175	207	206	179	198	220	201	205	178	163	138	114	89	34	8	4	2		4,664	22.4	
271	285	270	277	359	383	354	359	343	351	372	333	329	325	268	210	93	20	13			9,956	20.1	
2	6	14	13	18	24	12	31	35	16	17	15	16	10	3	3						243	28.4	
	3	6	13	25	50	51	71	65	61	71	63	44	36	33	27	5					624	30.4	
						6	5	12	28	45	68	71	98	117	103	37	1				591	34.1	
273	294	290	303	402	457	423	466	455	456	505	479	460	469	421	343	135	21	13			11,414	21.6	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
研究職	1	2	3	9	14	7	8	10	10	4												
	2								2	1	2	7	4	5	8	6	3	2				
	3														1	5	4	5	2	10	9	
	4																					
	5																					
	計	2	3	9	14	7	8	10	12	5	2	7	4	5	8	7	8	6	5	2	10	9
医療職 (医師等)	1			3				1		1												
	2																					
	3																		1			1
	4																					
	計			3				1		1									1			1
医療職 (薬剤師等)	1																					
	2	1		2	2	4	12	14	13	5	1	1										
	3								3	7	7	4	11	4	5	4				1	1	
	4										1	2	6	5	4	3	5	5	2	3		
	5														3	2	2	2	5	11	7	
	6																					
	7																					
	計	1		2	2	4	12	14	16	5	8	9	6	17	9	12	9	7	7	8	15	7
医療職 (看護師等)	1																					
	2	1	2	5	2	5	2	2	1													
	3								1	6	1	2	2		3	1	1	1				1
	4										1	1	1	2	1							
	5															1	1		2	3	1	
	6																					
	計	1	2	5	2	5	2	2	2	6	1	3	3	1	2	4	2	2	1	2	3	2

年数別職員数（その2）

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41年以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
	1																				68	4.9	
																						40	12.3
10	7	9	10	11	13	12	5	4	1	5	8	5	2	2	4	3	1	1			149	25.3	
							2			4	5	5	9	6	3	2						36	33.7
													2	3	4	1						10	35.6
10	8	9	10	11	13	12	7	4	1	9	13	10	13	11	11	6	1	1				303	20.3
																						5	4.1
					1																	1	26.9
1		2	1		1		3															10	24.0
							1			1				3								5	32.9
1		2	1		2		4			1				3								21	21.5
																						55	6.1
1		2																				50	12.6
																						36	14.9
5	12	9	7	8	7	9	13	7	10	3	4	8	7	3	3	1	1	1				150	26.0
								1	2	3	2	5	4	1	2	1						21	33.1
												2	3	1								6	34.0
6	12	11	7	8	7	9	13	8	12	6	6	15	14	5	5	2	1	1				318	19.8
																						20	3.5
		1																				20	12.2
	1																					7	13.7
	3		2	2	4	3	2	2	7	4	2	1	2				1					43	26.7
													4	1	1							6	34.7
	4	1	2	2	4	3	2	2	7	4	2	1	6	1	1		1					96	18.4

第7表

給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別, 性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,204	% 52.9	人 453	% 7.5	人 2,396	% 39.5
公 安 職		2,176	57.2	56	1.5	1,574	41.3
教育職(高校等)		4,455	95.5	131	2.8	78	1.7
教育職(中・小)		10,991	96.3	419	3.7	4	0.0
研 究 職		266	87.8	25	8.2	12	4.0
医 療 職(医師等)		21	100.0				
医 療 職(薬剤師等)		236	74.2	81	25.5	1	0.3
医 療 職(看護師等)		84	87.5	10	10.4	2	2.1
合 計		21,433	80.3	1,175	4.4	4,067	15.3
性 別	男	12,907	60.2	363	30.9	3,108	76.4
	女	8,526	39.8	812	69.1	959	23.6

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
8	0.1	6,061	100.0	4,169	68.8	1,892	31.2
		3,806	100.0	3,488	91.6	318	8.4
		4,664	100.0	3,027	64.9	1,637	35.1
		11,414	100.0	5,343	46.8	6,071	53.2
		303	100.0	218	71.9	85	28.1
		21	100.0	14	66.7	7	33.3
		318	100.0	122	38.4	196	61.6
		96	100.0	4	4.2	92	95.8
8	0.0	26,683	100.0	16,385	61.4	10,298	38.6
7	87.5	16,385	61.4				
1	12.5	10,298	38.6				

第8表

給料表別, 扶養手当の支給額

区 分	扶養手当 受給職員数	扶 養 手 当		
		配 偶 者 (13,000円)	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人 (11,000円)	扶養親族でな い配偶者のい る職員の扶養 親族のうち1人 (6,500円)
行 政 職	2,686 人	1,518 人	125 人	1,034 人
公 安 職	2,221	1,694	16	509
教育職(高校等)	2,266	1,060	131	1,075
教育職(中・小)	4,150	1,613	228	2,308
研 究 職	139	81	6	52
医 療 職 (医 師 等)	9	6		3
医 療 職 (薬 剤 師 等)	105	37	7	61
医 療 職 (看 護 師 等)	11	1	1	9
計	11,587 人	6,010 人	514 人	5,051 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.23 人	0.02 人	0.19 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

区分別扶養親族人員数

支給額区分			扶養手当 非受給職員数	合計
左記以外の 扶養親族 (6,500円)	合計	満16歳の年度初め から満22歳の年度 末までの子 (5,000円加算)		
2,843 人	5,520 人	1,398 人	3,375 人	6,061 人
2,475	4,694	644	1,585	3,806
2,502	4,768	1,326	2,398	4,664
3,819	7,968	2,565	7,264	11,414
145	284	76	164	303
13	22	6	12	21
89	194	50	213	318
9	20	4	85	96
11,895 人	23,470 人	6,069 人	15,096 人	26,683 人
0.45 人	0.88 人	0.23 人		

親族数である。

第9表

給料表別住居手

給料表	居住区分		住居手					
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未 満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未 満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以 上	計
行政職	1	4	1	6	3	595	784	1,382
公安職		9		9	2	299	433	734
教育職(高校等)		1	1	2	2	428	750	1,180
教育職(中・小)		3	1	4		1,126	1,561	2,687
研究職				0		34	50	84
医療職(医師等)				0			6	6
医療職(薬剤師等)	1			1		27	42	69
医療職(看護師等)				0		9	4	13
合計(A)	2	17	3	22	7	2,518	3,630	6,155
割合(%)				0.1				23.1
平均手当支給額	19,355円				25,340円			

当支給額等の状況

当支給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計	
借家(公営)				下宿(賄付)				合計			
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	5	2	7				0	1,395	4,666	6,061	
			0				0	743	3,063	3,806	
1			1				0	1,183	3,481	4,664	
	3		3		2		2	2,696	8,718	11,414	
		1	1				0	85	218	303	
			0				0	6	15	21	
			0				0	70	248	318	
			0				0	13	83	96	
1	8	3	12 0.0	0	2	0	2 0.0	6,191 23.2	20,492 76.8	26,683 100.0	
19,300円				12,500円				25,302円			

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

給料表	通勤方法	通勤手当受			
		交通機関等 利用者	交通用具使用者		
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
行政職	人 2,466	人 168	人 51	人 2,214	
公安職	847	194	143	1,824	
教育職(高校等)	252	27	16	3,922	
教育職(中・小)	311	42	32	10,354	
研究職	30	9	5	227	
医療職(医師等)	10			5	
医療職(薬剤師等)	76	2		197	
医療職(看護師等)	29			43	
合計	4,021	442	247	18,786	
構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	16.5	1.8	1.0	77.0
	全職員 (%)	15.1	1.6	0.9	70.4

勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				計	通勤手当 非受給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者						
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車	人	人	人	人
85	10	402	5,396	665	6,061	
32	6	73	3,119	687	3,806	
22	2	141	4,382	282	4,664	
7		98	10,844	570	11,414	
2	1	9	283	20	303	
			15	6	21	
5		12	292	26	318	
		7	79	17	96	
153	19	742	24,410	2,273	26,683	
0.6	0.1	3.0	100.0			
0.6	0.1	2.8	91.5	8.5	100.0	

その2 通勤方法別, 手当支給額階層別, 距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手		
		交通機関等 利用者	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 4,021	人 442	人 247
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,826		
	55,000円超 65,000円未満	192		
	65,000円	3		
	計	4,021		
	受給職員平均手当支給額	円 15,261		
距離段階別	10km未満		人 436	人 147
	10km以上 20km未満		6	93
	20km以上 30km未満			4
	30km以上 40km未満			3
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上			
	計		442	247
	受給職員平均手当支給額		円 2,403	円 5,431
受給職員平均手当支給額合計		円 15,261	円 2,403	円 5,431

(注) 受給職員平均手当支給額等は, 1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職 員 数 及 び 支 給 額				
者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原 動 機 付 自 転 車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
人 18,786	人 153	人 19	人 742	人 24,410
	人 128	人 14	人 465	人 4,433
	24	5	239	460
	1		38	42
	153	19	742	4,935
	円 19,797	円 22,782	円 24,844	円 16,871
人 8,253	人 152	人 16	人 412	人 9,416
6,331	1	3	88	6,522
2,353			19	2,376
1,174			6	1,183
499			24	523
128			94	222
48			99	147
18,786	153	19	742	20,389
円 10,184	円 1,452	円 3,211	円 15,837	円 10,091
円 10,184	円 20,841	円 25,297	円 38,633	円 11,775

第11表

再任用職員の適用給料表別，級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 59	人	人	人	人 47	人 8	人 4	人	人	人	人	人
公安職	8						3	2	3			
教育職(高校等)	74	6	68									
教育職(中・小)	116		116									
研究職	2	1			1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	2				2							
医療職(看護師等)												
合計	261	7	184		50	8	7	2	3			

2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 219	人	人	人	人 212	人 2	人 3	人 2	人	人	人	人
公安職	75					22	47	6				
教育職(高校等)	2		2									
教育職(中・小)	14		14									
研究職	10		9		1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	9				9							
医療職(看護師等)	1				1							
合計	330		25		223	24	50	8				

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 302	人 87	人 52	人	人 9	人 154	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(看護師等)	15		3			3	9					
合計	317	87	55		9	157	9					

第2部 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（郵便局に該当するものを除く。）」、「サービス業（宗教、外国公務に該当するものを除く。）」に分類された924事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から264事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完結したものが225事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが5事業所、調査不能なものが34事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた259事業所に占める調査完了率は86.9%であり、その産業別、企業規模別の内訳は次ページのとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時的な従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係（平成28年4月新卒採用の従業員）454人（このうち行政職に相当する調査実人員425人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の調査職種8,418人（このうち行政職に相当する調査実人員7,682人）。これらを母集団に還元した推定数は47,903人で、行政職に相当するものは、39,834人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第13表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
	事業所 225	事業所 36	事業所 9	事業所 37	事業所 28	事業所 78	事業所 37
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	34	3	1	8	8	5	9
製造業	69	13	1	13	5	27	10
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	3	0	0	0	0	0
情報通信業	18	3	1	3	2	7	2
運輸業，郵便業	26	5	1	3	1	11	5
卸売業，小売業	24	5	1	5	5	6	2
金融業，保険業	9	2	2	1	2	2	0
不動産業， 物品賃貸業	2	0	0	0	0	2	0
学術研究，専門・ 技術サービス業	4	0	0	2	0	1	1
宿泊業， 飲食サービス業	5	0	0	0	0	1	4
生活関連サービス 業，娯楽業	0	0	0	0	0	0	0
教育，学習支援業	9	0	0	0	5	3	1
医療，福祉	12	2	1	1	0	7	1
複合サービス業	2	0	0	0	0	1	1
サービス業	8	0	1	1	0	5	1

(注) 抽出した県内264事業所のうち，規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が39あったため，225事業所の調査となった。

第14表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模500人 以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	195,122円 [190,134円]	197,456円 [192,695円]	188,130円 [188,553円]	191,390円 [181,023円]
		短大卒	※ 165,544円 [※160,950円]	※ 175,138円 [-]	※ 162,000円 [※160,950円]	※ 135,000円 [-]
		高校卒	157,613円 [146,338円]	161,689円 [※151,571円]	149,321円 [142,026円]	※ 135,765円 [※150,550円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	206,732円 [200,095円]	216,111円 [205,092円]	193,437円 [190,565円]	※ 193,842円 [192,151円]
		短大卒	※ 178,907円 [175,621円]	※ 188,012円 [177,752円]	※ 162,993円 [※164,670円]	- [※196,100円]
		高校卒	159,104円 [153,101円]	160,397円 [153,795円]	156,744円 [154,264円]	※ 156,340円 [※135,000円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	198,034円 [195,556円]	201,376円 [199,990円]	189,789円 [189,412円]	192,563円 [188,036円]
		短大卒	172,721円 [174,375円]	※ 182,318円 [177,752円]	※ 162,614円 [※163,644円]	※ 135,000円 [※196,100円]
		高校卒	158,168円 [150,575円]	161,239円 [153,432円]	152,724円 [147,743円]	※ 139,948円 [※147,083円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	197,260円 [-]	- [-]	※ 210,685円 [-]	※ 188,000円 [-]
	準 新 卒 医 師	大学卒	- [261,783円]	- [261,783円]	- [-]	- [-]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	※ 192,500円 [※170,000円]	※ 192,500円 [※170,000円]	- [-]	- [-]
		短大卒	- [※187,200円]	- [187,200円]	- [-]	- [-]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	- [※189,412円]	- [※188,892円]	- [※190,000円]	- [-]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	※ 197,688円 [193,550円]	※ 209,500円 [193,550円]	※ 190,600円 [-]	- [-]
準 新 卒 准 看 護 師	高校卒	※ 162,333円 [153,300円]	- [153,300円]	※ 162,333円 [-]	- [-]	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者へのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であるものを示す。

4 []内は、平成27年調査の結果である。

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成28年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		25	52.8	783,274	7,610
工場長		12	53.7	718,370	0
事務部長		231	52.4	629,406	387
技術部長		174	52.2	669,188	2,334
事務部次長		111	50.9	593,574	183
技術部次長		91	51.5	699,800	6,422
事務課長		493	48.2	547,486	5,460
技術課長		410	48.5	528,689	12,808
事務課長代理		265	46.4	482,090	42,356
技術課長代理		89	46.9	511,271	12,958
事務係長		579	43.5	457,675	61,234
技術係長		434	46.3	467,602	75,067
事務主任		421	41.7	395,800	58,435
技術主任		374	42.1	404,991	73,617
事務係員		2,370	34.7	300,631	36,464
技術係員		1,603	32.6	338,480	70,689

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備 考	対応級
775,664	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
718,370	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
629,019	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
666,854		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
593,391	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
693,378	中間職(部長-課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
542,026	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
515,881		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
439,734	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
498,313	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
396,441	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
392,535		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
337,365	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
331,374	係長のいない事業所において, 職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
264,167		行政職1級
267,791		

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	平成28年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	5 人	61.0 歳	716,477 円	0 円
	大学教授	67	54.7	657,112	0
	大学准教授	43	43.3	553,270	0
	大学講師	5	51.2	546,418	0
	大学助教	0	—	—	—
	高等学校校長	*	*	*	*
	高等学校教頭	5	56.6	610,168	0
	高等学校教諭	64	46.5	483,936	403
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*
	研究部(課)長	18	49.6	674,506	73,090
	研究室(係)長	15	43.7	561,332	119,913
	主任研究員	50	46.6	551,030	78,556
	研究員	36	37.0	399,236	74,635
	研究補助員	0	—	—	—
医療関係職種	病院長	*	*	*	*
	副院長	*	*	*	*
	医科長	8	54.3	1,365,036	22,744
	医師	22	48.4	1,069,866	31,167
	歯科医師	0	—	—	—
	薬局長	6	47.0	487,554	53,176

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
716,477 円	
657,112	
553,270	
546,418	
—	
*	
610,168	
483,533	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
601,416	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
441,419	構成員3人以上の室(係)の長
472,474	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
324,601	
—	
*	部下に医師又は歯科医師5人以上
*	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,342,292	部下に医師又は歯科医師1人以上
1,038,699	
—	
434,378	部下に薬剤師2人以上

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成28年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	薬 剤 師	30 人	29.6 歳	326,617 円	43,846 円
	診療放射線技師	25	41.7	393,118	66,952
	臨床検査技師	25	41.0	364,652	57,742
	栄 養 士	16	39.2	330,857	39,010
	理学療法士	33	34.9	320,289	18,760
	作業療法士	21	34.3	309,508	19,188
	総看護師長	14	47.9	612,514	132,052
	看護師長	50	47.1	429,913	31,971
	看護師	129	36.3	324,069	25,888
	准看護師	32	40.1	287,127	4,691
技能労務関係職種	電話交換手	4	44.3	230,444	751
	自家用乗用自動車運転手	5	57.8	210,144	20,253
	守 衛	2	50.0	275,677	22,002
	用 務 員	2	57.5	517,468	53,268

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
282,771 円	
326,166	
306,910	
291,847	
301,529	
290,320	
480,462	部下に看護師長5人以上
397,942	部下に看護師又は准看護師5人以上
298,181	
282,436	
229,693	見習, 外国語の電話交換手を除く。
189,891	
253,675	
464,200	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成28年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長	*	*	*	*	*
工場長	0	—	—	—	—
事務部長	12	61.8	527,955	5,025	
技術部長	12	61.5	400,071	660	
事務部次長	2	62.5	325,295	0	
技術部次長	3	60.3	329,933	45,933	
事務課長	5	62.4	399,793	1,176	
技術課長	7	64.0	388,401	0	
事務課長代理	8	61.1	510,083	1,084	
技術課長代理	12	61.9	306,974	22,130	
事務係長	3	60.5	272,123	5,410	
技術係長	0	—	—	—	
事務主任	3	62.5	199,272	19,002	
技術主任	0	—	—	—	
事務係員	193	62.0	221,342	6,545	
技術係員	114	61.9	278,429	37,455	

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

(A)-(B)	備 考
*	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
522,930	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
399,411	
325,295	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長—課長間)
284,000	
398,617	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
388,401	
508,999	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長—係長間)
284,844	
266,713	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
—	
180,270	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員)
—	
214,797	
240,974	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

再雇用者(60歳男性のみ)

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成28年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
支店長		0人	—歳	—円	—円
工場長		0	—	—	—
事務部長		4	60.0	537,237	7,061
技術部長		7	60.0	420,150	0
事務部次長		0	—	—	—
技術部次長		2	60.0	369,900	68,900
事務課長		0	—	—	—
技術課長		*	*	*	*
事務課長代理		3	60.0	541,944	0
技術課長代理		2	60.0	303,371	3,221
事務係長		*	*	*	*
技術係長		0	—	—	—
事務主任		0	—	—	—
技術主任		0	—	—	—
事務係員		37	60.0	244,026	12,204
技術係員		34	60.0	313,664	76,485

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
－	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
－	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
530,176	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
420,150	
－	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
301,000	中間職(部長－課長間)
－	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
*	
541,944	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
300,150	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係長間)
*	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
－	
－	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
－	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員)
231,822	
237,179	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期(A1)	上半期(A2)
特別給の支給額	下半期(B1)	上半期(B2)	461,162円 434,950円
特別給の支給割合	下半期	$\left[\frac{B1}{A1} \right]$	1.78月分
	上半期	$\left[\frac{B2}{A2} \right]$	1.68月分
年間の支給割合			3.46月分

〔備考〕 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.20月である。

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
83.9	(88.4)	[79.5]	[20.5]	(11.6)	16.1

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第19表

民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直し予定がある	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直しを検討する	配偶者に対する家族手当を見直し予定がない
9.3	8.4	81.4

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である(上記以外に未回答事業所が0.9%ある。)

第20表

民間における家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定, その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
63.2	13.1	23.7	0.0

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

第21表

民間における扶養家族の構成別支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,029
配偶者と子1人	17,539
配偶者と子2人	23,199

〔備考〕 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき、5,000円が加算される。

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第22表

民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	52.9
支給しない	47.1

第23表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	5.7	5.7	4.1	4.1
30%	22.9	28.6	22.2	26.3
29%	0.0	28.6	0.0	26.3
28%	0.0	28.6	0.0	26.3
27%	1.2	29.8	0.7	27.0
26%	1.9	31.7	1.4	28.4
25%	68.3	100.0	71.6	100.0

第24表

民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	昇給制度あり				昇給制度 なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	92.7	42.5	84.4	49.2	7.3
	500人以上	94.6	43.7	92.8	55.1	5.4
	100人以上 500人未満	92.7	42.3	78.4	43.2	7.3
	100人未満	86.5	42.6	80.2	50.0	13.5
課長級	規模計	86.8	34.8	85.6	47.4	13.2
	500人以上	80.8	27.3	96.0	53.4	19.2
	100人以上 500人未満	92.7	40.7	78.4	42.9	7.3
	100人未満	88.9	42.6	83.3	46.8	11.1

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	58.1	41.9	51.9	48.1	51.2	48.8
	500人以上	55.5	44.5	44.9	55.1	45.1	54.9
	100人以上 500人未満	61.2	38.8	58.0	42.0	57.5	42.5
	100人未満	59.3	40.7	58.8	41.2	56.1	43.9

第3部 生計費関係資料

第26表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,576	39,267	50,060	60,854	71,648
住居関係費	48,018	52,915	48,305	43,699	39,094
被服・履物費	3,149	7,530	9,256	10,980	12,706
雑費Ⅰ	30,154	40,861	57,745	74,642	91,525
雑費Ⅱ	5,710	21,064	21,051	21,037	21,029
合計	113,607	161,637	186,417	211,212	236,002

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(平成28年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	食料
住居関係費	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

項目			年月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	
		仙台市	前年 同月比 (%)	0.6	0.7	0.4	0.4	0.3	0.2	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2	△ 3.7	△ 4.0	
生 計 費 出	消 費	全 世 帯	全国	金 額 (円)	300,480 (301,123)	286,433 (287,324)	268,652 (269,255)	280,471 (282,072)	291,156 (292,808)	274,309 (275,837)
			()内は農林漁 家世帯を除く	前年 同月比 (%)	△ 0.5 (△0.5)	5.5 (5.5)	△ 1.5 (△1.7)	0.1 (0.5)	3.2 (3.5)	△ 0.3 (△0.2)
		仙 台 市	金 額 (円)	295,117	244,676	221,865	290,074	239,618	235,516	
			前年 同月比 (%)	17.4	△ 10.0	△ 30.7	△ 5.8	△ 12.1	△ 12.3	
	支 出	全 国	()内は農林漁 家世帯を除く	金 額 (円)	334,301 (333,126)	317,317 (317,187)	293,042 (293,439)	314,788 (315,503)	317,195 (317,478)	298,733 (299,276)
				前年 同月比 (%)	1.3 (1.1)	8.3 (8.1)	△ 0.9 (△0.9)	1.0 (1.3)	3.7 (3.7)	△ 1.6 (△1.4)
		仙 台 市	金 額 (円)	345,767	286,125	245,687	352,400	255,951	241,212	
			前年 同月比 (%)	21.8	△ 2.8	△ 40.3	△ 3.9	△ 11.4	△ 16.6	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	
	完全失業率		全 国 (%)	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	
			宮城県 (倍)	1.31	1.32	1.31	1.36	1.36	1.36	
産	鉦工業生産指数	全国	前年 同月比 (%)	△ 0.2	△ 4.5	2.1	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.2	
		宮城県	前年 同月比 (%)	△ 8.0	△ 6.9	2.5	△ 2.0	0.8	△ 0.3	

(注) 1 「消費者物価指数」, 「国内企業物価指数」, 「常用雇用指数」及び「鉦工業生産指数」の前年同月比は, 平成100とした指数を基礎としている。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は, 季節調整値である。

指 標 (その 1)

10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
0.3	0.3	0.2	△ 0.1	0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	総務省
0.7	0.4	0.4	0.0	0.3	0.0	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5	
△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.2	日本銀行
282,401 (283,768)	273,268 (274,649)	318,254 (319,150)	280,973 (281,937)	269,774 (271,108)	300,889 (302,134)	298,520 (299,074)	281,827 (283,331)	261,452 (262,748)	総務省 (家計調査)
△ 2.1 (△1.6)	△ 2.5 (△2.2)	△ 4.2 (△4.2)	△ 3.1 (△2.5)	1.6 (1.8)	△ 5.3 (△5.1)	△ 0.7 (△0.7)	△ 1.6 (△1.4)	△ 2.7 (△2.4)	
252,222	299,629	304,294	255,625	288,517	308,882	279,078	278,329	308,089	
△ 18.4	8.8	△ 14.7	△ 9.1	17.0	2.6	△ 5.4	13.8	38.9	
309,761 (310,411)	294,905 (295,107)	340,474 (340,060)	312,331 (312,789)	297,662 (298,302)	334,609 (335,485)	338,001 (337,313)	306,721 (307,961)	276,602 (277,511)	
△ 2.0 (△1.3)	△ 3.7 (△3.6)	△ 4.8 (△5.0)	△ 2.6 (△2.3)	2.2 (2.4)	△ 4.9 (△4.7)	1.1 (1.3)	△ 3.3 (△2.9)	△ 5.6 (△5.4)	
244,005	330,499	301,320	264,816	308,248	350,261	310,775	309,549	330,912	
△ 29.1	14.2	△ 16.3	△ 13.2	11.8	3.5	△ 10.1	8.2	34.7	
1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8	0.8	0.9	
3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	
1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	
1.36	1.35	1.34	1.36	1.38	1.41	1.47	1.48	1.48	
△ 1.6	1.4	△ 2.1	△ 4.2	△ 1.2	0.2	△ 3.3	△ 0.4	△ 1.5	経産省 産業
2.7	△ 2.2	△ 7.5	△ 8.8	△ 2.2	10.0	18.9	29.9	14.5	

22年=100とした指数を基礎としている。ただし、平成28年1月以降の「消費者物価指数」の前年同月比は、平成27年=

労 働 経 済

項 目			年 月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	292,538	286,844	290,100	289,412	287,214	288,085	
			前 年 同 月 比 (%)	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3	0.4	
		宮 城 県	金 額 (円)	262,599	255,487	260,268	258,670	258,308	257,713	
			前 年 同 月 比 (%)	0.9	0.6	2.0	1.4	2.2	1.7	
	所 定 内 給 与 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国	常 用 労 働 者	金 額 (円)	266,514	262,582	265,470	264,546	262,911	263,844
				前 年 同 月 比 (%)	0.6	0.3	0.8	0.7	0.3	0.3
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	321,995	317,222	320,869	320,518	318,511	319,716
				前 年 同 月 比 (%)	0.7	0.3	1.0	1.0	0.5	0.3
		宮 城 県	常 用 労 働 者	金 額 (円)	241,701	235,012	239,088	236,903	236,200	236,327
				前 年 同 月 比 (%)	△ 5.8	△ 7.0	△ 6.3	△ 7.1	△ 7.0	△ 7.5
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	288,857	280,600	288,094	282,473	284,698	286,499
				前 年 同 月 比 (%)	△ 6.9	△ 8.7	△ 7.3	△ 9.0	△ 8.0	△ 8.2
総 実 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	155.8	143.0	153.4	155.5	145.4	147.0			
	宮 城 県 (時 間)	155.7	141.5	155.3	157.5	145.7	146.9			
所 定 外 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	12.7			
	宮 城 県 (時 間)	12.2	11.7	12.3	13.4	12.8	13.3			

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成22年=100とした指数を基礎とし
2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製
物品質貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯
事業業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)〕のことをいう。
3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、若しくは、日
4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
289,773	288,981	289,330	286,619	288,605	292,022	293,837	287,535	290,273	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3	0.0	
258,941	256,925	261,758	255,279	255,841	261,881	263,550	259,530	260,050	
2.4	1.4	2.9	0.0	0.1	2.5	0.4	1.5	△ 0.1	
264,342	263,185	263,173	261,797	263,584	266,261	267,569	263,048	265,664	
0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1	0.1	
320,772	319,361	319,566	318,613	320,057	322,249	323,378	317,462	320,812	
0.7	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	0.4	0.1	0.0	
236,677	235,174	240,252	234,743	234,806	238,745	240,304	238,345	239,537	
△ 7.0	△ 7.6	△ 6.4	0.4	0.1	1.4	△ 0.6	1.4	0.2	
288,347	286,165	292,247	282,992	282,753	289,283	288,219	284,725	286,250	
△ 7.8	△ 7.7	△ 6.8	1.0	0.0	2.5	△ 0.2	1.5	△ 0.6	
149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7	154.0	
150.8	148.1	146.7	139.6	147.2	151.8	153.6	144.3	154.2	
13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2	12.5	
13.4	13.2	13.4	12.4	12.8	12.8	12.9	12.9	11.8	

ている。ただし、「所定内給与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、
業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス

々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。
日数が一般の労働者より短い者)を除いた労働者をいう。